



パラドレッサージュ規程

第3版、2011年1月1日より有効

2019年1月1日改正

発行 スイス

Copyright © 2019 Fédération Equestre Internationale 複写厳禁

Fédération Equestre Internationale Chemin de la Joliette 8

1006 Lausanne

Switzerland

t +41 21 310 47 47 f +41 21 310 47 60

e info@fei.org www.fei.org

翻訳: 一般社団法人日本障がい者乗馬協会

(協力: Jun Saso、Jun Hiraoka、Kiyu Ogawa、Yukako Kimura)

序文

現行のパラドレッサーージュ競技会規程は 2011 年 1 月 1 日付にて施行。本規程が馬場馬術競技会を網羅するそれ以前に発行された他の一切の文書(馬場馬術競技会規程旧版とその他すべての公式文書)にとって代わることをとする。

本規程は国際馬術連盟(FEI)が統括するパラドレッサーージュ国際馬場馬術競技会の詳細を定めるものであるが、規約や一般規程、獣医規程、FEI 馬場馬術規程、またその他全ての FEI 規則・規程等の併読が必要である。

この規程にあらゆる事態を想定して全てを記載することは不可能である。予測し難い異例事態が発生した場合は、できる限り本規程と FEI 一般規程の趣旨に沿い、スポーツマン精神に則って決定をくださのが競技場審判団、あるいは該当する人物もしくは組織の任務である。この馬場馬術規程に記載漏れがある場合には、本馬場馬術規程のその他の条項と他の FEI 諸規程と最大限整合性をとり、スポーツマン精神に則って解釈するべきである。

パラドレッサーージュ規程では、男性形の用語を使用しているが、これには女性形も含むと解釈のこと。

大文字で記載されている単語については、パラドレッサーージュ規程、FEI 一般規程、あるいは定款にその定義を示す。

FEI 馬スポーツ憲章(馬のウェルフェアのために)

国際馬術連盟(FEI)は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI 馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求めるものである。決して馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点は特に順守されなければならない。

1. ウェルフェア概要:

a) 良質な管理

馬を最上の状態で管理するには厩舎設備及び飼料給与が不可欠である。清潔で良質な乾草、飼料、水が常に与えられなければならない。

b) トレーニング方法

馬はその身体能力および当該種目における熟練度に応じたトレーニングを受けるべきである。

馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

c) 装蹄および馬装具

フットケア及び装蹄は高い水準にななければならない。馬装具は痛みや怪我のリスクを避けるようにデザインされ、作られていなければならない。

d) 輸送

輸送中は、怪我やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の設備、常に清潔な状態で、且つ適格なドライバーが運転しなければならない。馬匹管理の知識のあるものが常駐すること。

e) 移動

全ての輸送は現行の FEI ガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

2. 競技参加適性:

a) 競技参加への適性と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に制限されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には馬に適当な休養期間を与えなければならない。輸送後にも休養期間を与えるべきである。

b) 健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加、または参加の継続をすることは出来ない。馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

c) ドーピングと薬物

ドーピング行為及び薬物の不正使用を行い、または行おうとすることは馬のウェルフェアに係る深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な治療の後も、競技参加の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および/または選手の安全を脅かすあらゆる外科的処置は認められていない。

e) 妊娠牝馬/出産直後の牝馬

妊娠4ヶ月以降、もしくは仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して自然な扶助、あるいは人工的な扶助(鞭や拍車など)を過剰に使うことは認められていない。

3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない

a) 競技場

馬匹は適当かつ安全な路面状でトレーニングを行い、競技に参加しなければならない。すべての障害物及び競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬が歩き、トレーニングあるいは競技を行う競技場の路面は全て、ケガを引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されなければならない。

c) 異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件においては、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境及び設備を整えなければならない。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全、衛生的、快適、換気が良く、馬のタイプと性質に適応できるだけの十分な広さがなければならない。洗い場及び水が常に供給されていなければならない。

4. 馬の人道的な扱い

a) 獣医学的治療

競技会において常に獣医学的な専門知識が提供されるべきである。もし馬が競技中にケガをしたり疲弊したりした場合、選手は競技を中止し、獣医師がその馬を検査しなければならない。

b) 委託センター

必要であれば、更なる検査および治療のために、馬は救急車に収容され、最短の治療施設に搬送されなければならない。ケガをした馬には輸送する前に最大限の手当てを施すこと。

c) 競技におけるケガ

競技中に発生したケガについては調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競技の頻度、その他の危険要因について、ケガの発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

もしケガが重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置をする必要がある。安楽死は人道的かつ苦痛を最小限にするものでなければならない。

e) 引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

5. 教育

FEI は馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケア及び管理に関する知識について可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。研究による新しい発見は特に注目され、FEI はウェルフェアに関する研究のための投資及びサポートをよりいっそう促進する。

第1章 馬場馬術

第 8401 条から第 8418 条。可能な限り、パドレッサーージュの選手は馬場馬術の目的と基本理念に従わなければならない。しかし、障害によって身体の一部を使うことが出来ない選手は、身体の他の部分の使用。それに加え(もしくは)、適切で承認された補助器具の使用等、扶助に関することは全て説明されなければならない。(最新 FEI 馬場馬術規程とクラシフィケーション規程も参照のこと)。

第 8401 条 馬場馬術の目的と一般原則

1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育てることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。
 2. このような資質は次のような動きで表現される:
 - 2.1 ペースを自由自在に変じ、かつ整正であること
 - 2.2 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること
 - 2.3 旺盛なインパルジョンから生み出される前軀の軽快な振り出しと後軀のエンゲイジメント
 - 2.4 いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性/透過性をもって銜を受け入れていること
3. これによって、あたかも馬自身が自分の意志で要求された運動を行っているような印象を与えるのである。馬は注意深く自信に満ち、おおらかに選手の指示に従って直線上ではどのような運動でも馬体を完全に真直ぐにし、曲線上を進む時には馬体をそのカーブに一致させるようベンドさせる。
4. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、関節をよく屈伸させて、整正で闊達な動き。駈歩は運歩にまとまりがあり、軽快で均衡のとれたもの。後軀の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生氣と活力を行き渡らせた動きをする。
5. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパルジョンと諸関節の良好な屈伸が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものと調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。
6. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の体勢でなければならない。調教の進度に応じて、または歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬がいくぶん頭頸を起揚させて曲線を描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に銜を受け入れている状態を「オン・ザ・ビット」

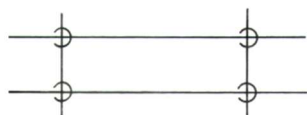
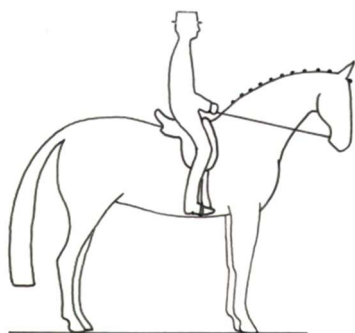
という。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面はわずかに垂直線より前に出ており、項は頸の最も高い位置にあって屈撓し、選手の要求にいかなる反抗もない。

7. ケイダンスは速歩において現れるもので、非常に顕著な整正さと充分なインパルジョン、バランスをもって馬が動いている時に示す正しい調和の結果である。ケイダンスは速歩で行ういかなる運動においても、また速歩のどのような歩度でも維持されなければならない。

8. 各歩法のリズムの整正さは馬場馬術の必須条件である。

第 8402 条 停止

1. 停止において馬は注意深く、後躯をエンゲイジメントさせて不動かつ真直ぐに立ち、体重は四肢に均等に掛けていなければならない。頸は起揚して項が最も高い位置にあり、鼻梁は垂直線上よりわずかに前に出ているべきである。馬は「オン・ザ・ビット」の状態、選手の拳と軽く柔らかなコンタクトを保ちつつ、静かにチューイングし、選手のわずかな扶助で直ちに運動を開始できる態勢にななければならない。
2. 停止とは、選手がシートと脚の扶助を適宜強め、柔らかく握った拳に向かって馬を押し出すことによって馬体重を後躯に移動させ、速やかではあるが急停止ではない定位置での停止へと導くことによって得られるものである。停止は一連のハーフホルトで準備を行う(「移行」の項目を参照)。



第 8403 条 常歩

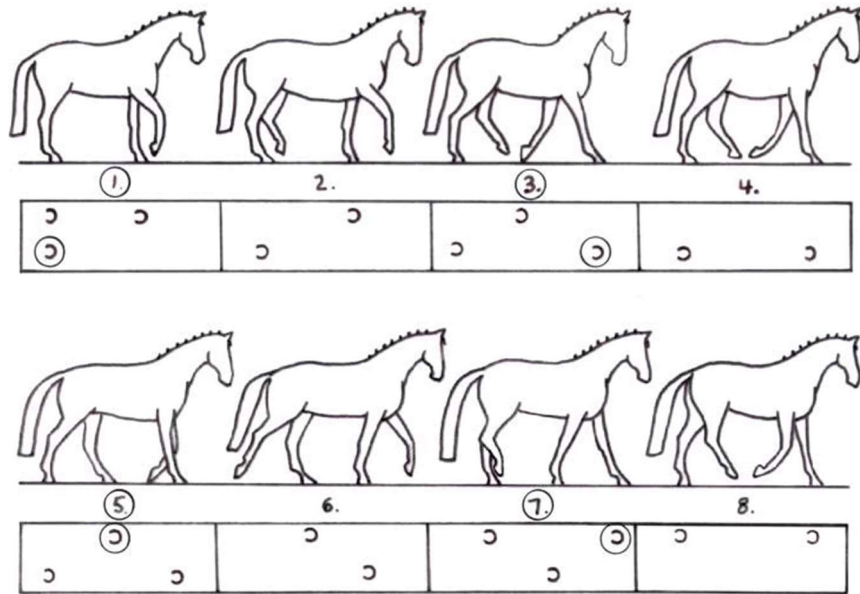
1. 常歩とは整正なマーチングペースで、等間隔の四節で踏歩する。馬体全体に緊張が全くない整正さが、常歩で行う全ての運動を通して維持されなければならない。
2. 同側の前肢と後肢がほとんど同時に動いている時には、常歩が側対になりかけていると言える。この側対歩様のような不整な歩きは著しくペースを損なうものである。
3. 馬場馬術の不完全さが最も顕著に表れるのが常歩である。これは調教の早い時期に「オン・ザ・ビット」での常歩を求めるべきではないゆえんである。調教段階であまりにも早くコレクションを求めると収縮常歩の質を損ねるばかりでなく中間常歩や伸張常歩をも損ねることになる。
4. 常歩には中間常歩、収縮常歩、伸長常歩および自由常歩がある。オーバートラッキングの程度や態勢の違いによって、このような常歩を明確に区別して示すべきである。

4.1 収縮常歩:馬は「オン・ザ・ビット」であり、頸を起揚させてアーチを描き、明らかなセルフキヤリッジを見せて前進する。鼻梁は垂直線に近づき、騎手の拳と馬の口との軽いコンタクトが維持されている。後肢は飛節の力強い動きを伴ってエンゲイジメントする。ペースは前進氣勢があり活発で、四肢は正しい順序で踏歩する。全ての関節が一層顕著に屈曲するため歩幅は中間常歩よりも狭くなるが、肢は一段と高く上がるようになる。収縮常歩は一段と力強い歩きを示すものであるが、歩幅は中間常歩よりも狭くなる。

4.2 中間常歩: 明瞭で整正、かつ堅苦しきのない中等度に伸長させた常歩である。馬は「オン・ザ・ビット」であり活力に富むも、ゆったりとした均等且つしっかりした常歩で進み、後肢は前肢の着地点よりも前に踏み込む。騎手は馬の頭頸の自然な動きを許しつつも、馬の口と軽く柔らかく安定したコンタクトを保つ。

4.3 伸長常歩: 馬は性急になることなく、また運歩の整正さを損なわずにできる限り歩幅を伸ばした動きを見せる。後肢は明瞭に前肢の着地点よりも前に踏み込む。騎手は馬の口とのコンタクトや項のコントロールを失うことなく馬に頭頸を(前下方に)伸ばさせる。鼻梁は明らかに垂直線よりも前になければならない。

4.4 自由常歩: 自由常歩はリラクゼーションのある、頭頸をストレッチさせた、完全な自由を与えられたペースである。後肢が前肢の着地点よりも明瞭に前へ踏み込むべきである。



常歩は4ビートのリズムで8段階に分かれた歩法(丸で囲んだ番号はビートを示す)。

第 8404 条 速歩

1. 速歩とは空中にある一瞬時に区切られた両斜対肢(左前肢と右後肢、及び右前肢と左後肢)による「2ビート」のペースである。
2. 速歩では伸びやかで活気に満ちた整正な歩きを示すべきである。
3. 速歩のクオリティは全般的な印象、即ち収縮歩度であっても伸長歩度であっても、歩きの整正さとしなやかさ(エラスティシティー)、弾発性(ケイダンス)と十分な前進氣勢(インパルジョン)によって審査される。このクオリティは柔軟な背中と十分にエンゲイジメントさせた後軀に起因し、どのような歩度の速歩でも、またいかなる移行においても、同じリズムと自然なバランスを維持出来る能力によって生まれるものである。
4. 速歩には収縮速歩、尋常速歩、中間速歩および伸長速歩がある。

4.1 収縮速歩:馬は「オン・ザ・ビット」の状態にあり、頸を起揚させてアーチを描いて前進する。飛節は屈伸して十分なエンゲイジメントを示し、活気に富んだ前進氣勢(インパルジョン)を維持しなければならない。これによって両肩を一層自在に動かせるようになり完全なセルフキャリッジが具現される。他の速歩歩度に比べて馬の歩幅は狭くなるがしなやかさ(エラスティシティー)と弾発性(ケイダンス)が減ずることはない。

4.2 尋常速歩:これは収縮速歩と中間速歩との間の歩様であり、馬の調教が十分に進んでおらず収縮運動のできる段階に至っていない場合のペースである。適切なバランスを示して「オン・ザ・ビット」の状態にある馬は、均等でしなやかな歩きと飛節の良好な動きをもって前進する。ここでの「良好な飛節の動き」と言う表現は尋常速歩に収縮の要素が不可欠という意味

ではなく、後躯の闊達な動きがもたらす前進氣勢(インパルジョン)の重要性を強調するものである。

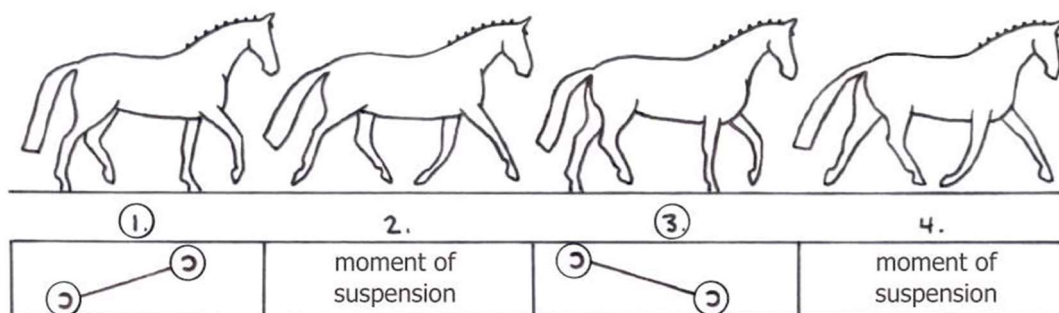
4.3 中間速歩:中間速歩とは尋常速歩と伸長速歩の中間の歩様であるが、伸長速歩よりも「丸み」がある。急ぐことなく馬は明確に歩幅を伸ばし、後躯からの前進氣勢(インパルジョン)を受けて前進する。馬は「オン・ザ・ビット」の状態にあり続けるものの、収縮速歩や尋常速歩の時よりも頭を垂直線上よりも少し前へ出し、頭頸をわずかに下げることが許される。歩きは均等であり、全体の動きはバランスがとれ伸び伸びとしたものでなければならない。

4.4 伸長速歩:馬はできる限りのグラウンドカバーを見せる。急ぐことなく、馬は後躯からの力

強い前進氣勢(インパルジョン)を受けて歩幅を最大限に伸ばす。選手は馬が項の位置を一定に保ちながらもフレームを伸展させ地面をしっかりとらえて前進することを許す。前肢は進行方向の延長線上に着地しなければならない。前肢と後肢の動きは伸長させた時に等しく前へ振り出すべきである。馬の動き全体が十分にバランスのとれたもので、収縮速歩への移行は後躯へ一層体重をかけることでスムーズに行われること。

4.5 歩幅の伸展:これは尋常速歩と中間速歩の間の歩度であり、中間速歩を行うには馬の調教が十分に進んでいない段階のものである。

5. 全ての速歩運動は、軽速歩をとってもよい。



速歩は2ビートのリズムで4段階に分かれた歩法である(丸で囲んだ番号はビートを示す)。

第 8405 条 駈歩

1. 駈歩は「3 ビート」の歩法であって、例えば右手前駈歩の場合は左後肢、左斜対肢(左前肢と右後肢が同時)、右前肢の順で踏歩し、その後に四肢が一瞬空中に浮いてから次のストライドが始まる。
2. 駈歩は常に軽快で弾発性(ケイダンス)があり、整正なストライドで躊躇することなく前進するべきものである。

3. 駢歩のクオリティは全般的な印象により審査される。即ち、運歩の整正さと軽快さ、アップヒル傾向、柔軟な項をもって銜を受け、活発な飛節の動きを伴った後躯のエンゲイジメントに起因する弾発性(ケイダンス)、そして歩度の違う駢歩へと移行しても同じリズムとナチュラルバランスを維持する能力によって審査される。馬は直線上では常に馬体を真直にし、曲線上ではこの曲線に沿って正しくベンドさせる。
4. 駢歩には収縮駢歩、歩幅の伸長、尋常駢歩、中間駢歩、および伸長駢歩がある。

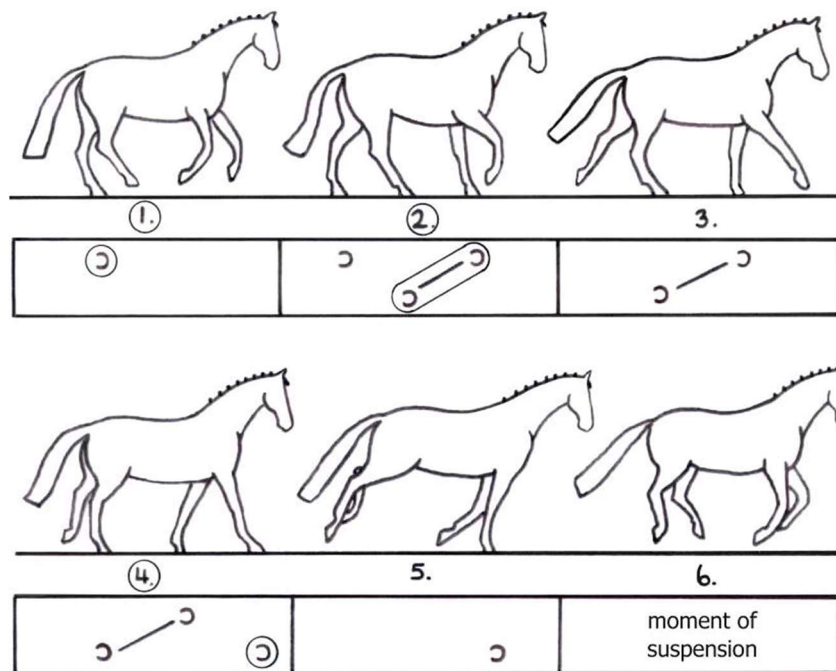
4.1 収縮駢歩: ハミ受けを維持したままの状態、馬は首を引き上げ、アーチを描く。収縮駢歩は前肢の軽快さと後躯のエンゲイジメントにより審査される。言い換えれば、柔軟で自由、動きの良い肩と非常に能動的な後躯によって特徴づけられる。馬の歩幅は他の駢歩歩度に比べて狭くなるが、他の駢歩より軽快かつ動かしやすくなる。

4.2 尋常駢歩: これは収縮駢歩と中間駢歩との間のペースであり、馬の調教が十分に進んでおらず、収縮運動のできる段階に至っていないものである。馬は「オン・ザ・ビット」の状態でありながら自然なバランスのとれた動きを示し、左右均等で軽快、かつ闊達なストライドと良好な飛節の動きを伴って前進する。「良好な飛節の動き」という表現は、馬の収縮運動が尋常駢歩に要求されるという意味ではなく、後躯の闊達な動きをもたらすインパルジョンの重要性を強調するものである。

4.3 中間駢歩: これは尋常駢歩と伸長駢歩との間のペースである。馬は急ぐことなく、伸び伸びと適正バランスを保った状態で明瞭に歩幅を延ばし、後躯の明確な推進力により前進する。ハミ受けを維持させたまま、収縮駢歩や尋常駢歩の時よりも頭を垂直よりもう少し前へ出し、顎をわずかに下げることが許される。馬の歩幅は広く、出来るだけ均一でなければならない。また、全ての動きにおいてバランスの取れた、伸び伸びとした動きであること。

4.4 伸長駢歩: 馬はできる限りのグランドカバーを見せる。同じリズムを維持しながら、馬は落ち着きと軽快さを保ち後躯の大きな推進力により歩幅を最大限に延ばす。選手は、ハミ受けを維持し、馬が体全体を延ばしながら前進出来るよう馬の頭と首を伸ばし、馬の鼻の先は幾分か前方を指していること。

4.5 中間駢歩からの移行や、伸長駢歩から収縮駢歩への移行時にケイダンスが維持されなければならない。



駢歩は3ビートのリズムで6段階に分かれた歩法である(丸で囲んだ番号はビートを示す)。

5. 反対駢歩: 反対駢歩とは、例えば左手前巻乗りを右手前駢歩で運動することを言う(右前肢がリードする)。反対駢歩はバランスを求められる運動である。馬は円の外側に向かってうなじの自然な屈曲を維持し、リードする前肢に重心をおき、その体勢は馬の背骨が円のラインにそって湾曲してはならない。選手は、馬が萎縮したり混乱したりしないよう、馬体のねじれを避けながら、後躯が円の外側へ逸脱しないように注意しなければならない。また、馬の柔軟性の度合いによって馬への要求を制御する必要がある。
6. 駢歩でのシンプルチェンジ: これは駢歩から直接常歩へ移行し、3~5 歩の明確な常歩をいれて、直ちに逆の手前の駢歩へ移行する運動項目である。
7. 踏歩変換(フライングチェンジ): 踏歩変換は、踏歩の入れ替えを1 ストライドの中で前肢および後肢を同時に行うものである。リードする側の前肢および後肢の入れ替えは空中期に行われる。扶助は的確で目立たないものであるべきである。踏歩変換はまた4 歩毎、3 歩毎、2 歩毎、あるいは歩毎のように連続で行うことも可能である。連続踏歩変換においても馬は活発なインパルジョンをもって軽快、沈静、かつ真直であり、一連の動きを通して同じリズムとバランスを維持する。連続踏歩変換ではその軽やかさ流れが制限されたり拘束されたりしないよう、コレクションの度合いは収縮駢歩よりもわずかに弱めること。

第 8406 条 後退

1. 後退は 2 ビートで斜対肢を後方へ移動させる動きであるが、空中へ浮揚する瞬間はない。一对の斜対肢がもう一对の斜対肢と交互に上げ下ろしを行い、前肢は後肢と同じ蹄跡上を歩く。
2. 後退を行う間、馬は前方へ進む意欲を維持しながらも「オン・ザ・ビット」の状態にあるべきである。
3. 次の動作を予期した動きや慌しい動き、選手のコンタクトへの反抗や回避、後躯が直線上から逸脱すること、後肢が開いてしまったり、動きが緩慢になること、前肢をひきずることは重大な過失である。
4. 馬場馬術競技で後退運動の後に速歩や駈歩が要求された場合、馬は停止や中間のステップなしに速やかにその要求された歩法で発進しなければならない。

第 8407 条 移行

1. ペースの変換や同一ペース内での歩度の変換は、指定標記地点で正確に行わなければならない。常歩を除くその他の歩法の弾発性(ケイダンス)は、ペースや運動項目が変わる時点、あるいは馬が停止する瞬間まで維持されるべきものである。同一ペース内での移行では、その移行の間を通して同じリズムと弾発性(ケイダンス)を維持しつつ、明瞭にその違いを示さなければならない。馬は選手の拳に対して軽く、沈静で正しい姿勢を保たなければならない。
2. 同じことがひとつの運動から他の運動への移行についても言える。

第 8408 条 ハーフホルト

いかなる運動あるいは移行であっても、目には見えないほどのハーフホルトを用いて準備を行うべきものである。ハーフホルトとは選手の騎座(シート)と脚、拳がほぼ同時に協調した作用であり、運動項目の実施、あるいは歩法や歩度を下位のペースまたは上位のペースへ移行する前に馬の注意を喚起しバランスを高める目的がある。もう少し体重を馬の後躯へ移すことによって、後肢のエンゲイジメントと後躯のバランスが改善され、全体として前駆の軽快さと馬のバランスに資することとなる。

第 8409 条 方向変換

1. 方向変換では、描くべき線に沿って馬はその体をベンドさせ、いかなる抵抗も示さず、あるいはペースやリズム、速度を変えることなく柔軟(サプル)であり、選手の指示に従うものとする。
2. 直角での方向転換、例えば偶角では、馬は収縮・尋常歩様でおおよそ直径 6 メートルの巻乗りの 4 分の 1 の円を描くようにして方向転換する。
3. 短斜線・長斜線の使用、または半巻乗りなど手前変換を伴う方向変換の場合、1/4 線(クォーターライン)、中央線、もしくは馬場の反対側の長蹄跡から、選手は馬が方向転換の運動を開始した時点で、向かうべき地点に向かって方向転換する。
4. 騎乗者は方向転換をする前に馬体を一度真っ直ぐにする。

5. 馬場馬術課目では、例えば方向転換を伴うハーフパス等で、中央線からの距離や歩幅が規定されており、厳密にチェックされる。その運動は左右対称でなければならない。

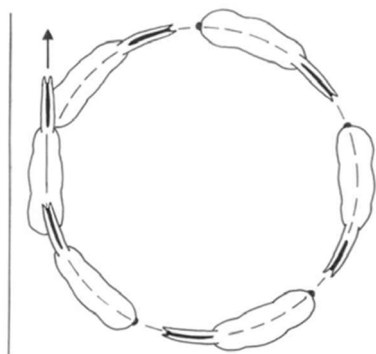
第 8410 条 図形

馬場馬術課目で使われる図形とは巻乗り、蛇乗り、8 字乗りである。

長蹄跡あるいは中央線を挟んだいずれかの側での 1~3 つのループでできる図形は浅いループ(シャロウ・ループ)と呼ばれる。浅いループは 90 度で中央線を横切る蛇乗りと異なり、斜めに進入し斜めに出る。

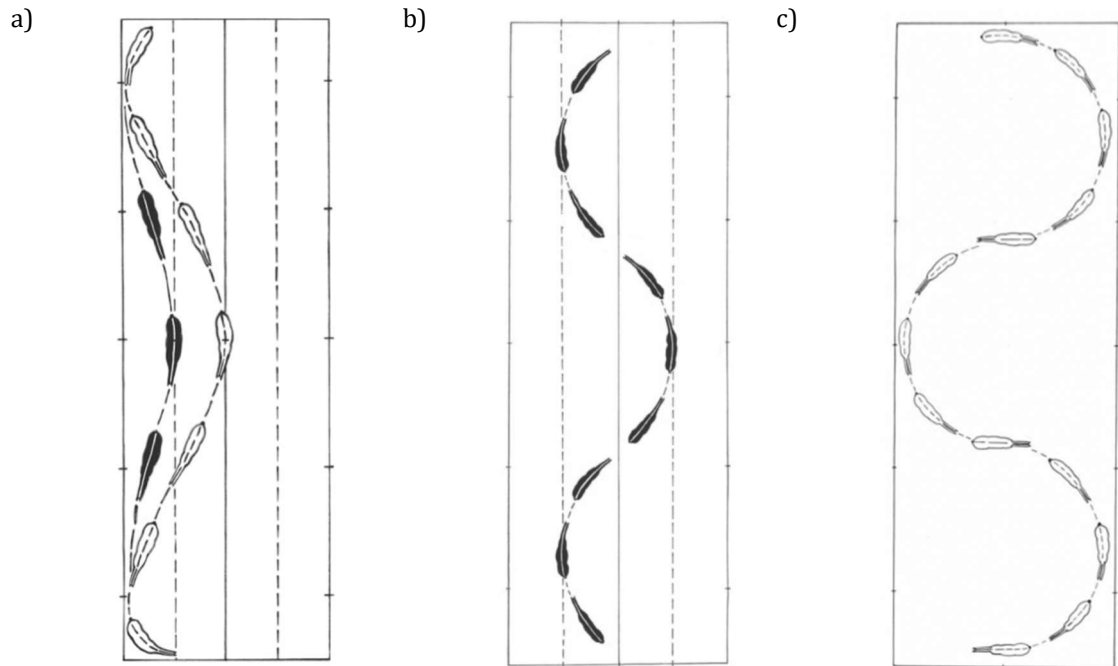
1. 巻き乗り

巻乗りとは直径 6m、8m、10m の円である。直径が 10m を超えるものは輪乗りである。



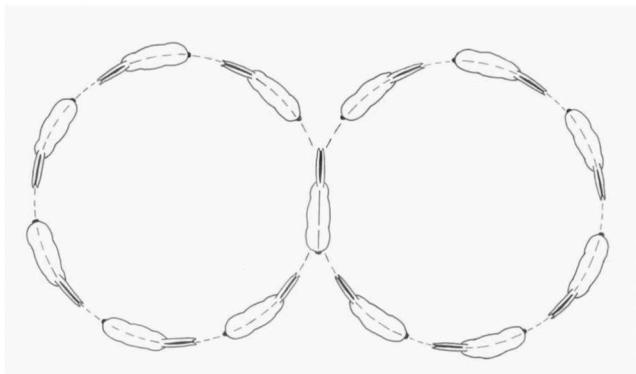
2. 蛇乗り

蛇乗りのループがアリーナの長蹄跡に接しているものは、複数の半輪乗りを直線で繋いだものと言える。中央線を横切る時に馬は短蹄跡に平行となる(a)。半輪乗りの大きさによって直線での繋ぎの長さが変わる。ループの片側だけがアリーナの長蹄跡に接する蛇乗りは、蹄跡から 5m か 10m の範囲で行われる(b)。中央線を中心とする蛇乗りは 1/4 ラインの間で行われる(c)。



3. 8字乗り

この図形は、課目で指定された同等の大きさの巻乗りか輪乗りを2個、8の字を描くように中央で繋いだものである。騎手は図形の中央で方向転換をする前に一瞬、馬体を真直ぐにする。



第 8411 条 二蹄跡運動

1. 下記に挙げる各運動項目を明確に区別しなければならない。

- レッグイールディング(斜め横歩)
- 肩を内へ
- 腰を内へ
- 腰を外へ
- ハーフパス

2. 二蹄跡運動の目的:

- 2.1 選手の扶助に対する馬の従順さの向上。
- 2.2 口、項、頸、背中や後躯との繋がりのみならず、肩の自由度を増し、後躯の柔軟性の向上により馬体全体を柔軟にさせる。
- 2.3 弾発性(ケイダンス)を改善し、バランスとペースを調和させる。

3. レッグイールディング: 馬は進行方向へのうなじのわずかな屈撓以外はほぼ真直である。選手は馬の内側の眉毛と鼻孔だけが見える。馬の内方肢は外方肢の前を交叉する。斜め横歩は収縮運動の準備段階における馬のトレーニングに取り入れられるべきである。後に、より進歩した「肩を内へ」の運動と相伴って、馬を柔軟で堅苦しくなくのびのびとさせ、ペースを自由自在に变じ、伸縮性がありかつ整正で、軽快で無理がない運動のための最良の方法である。

- 3.1 斜め横歩は「斜線上」で行うことが出来るが、その場合は馬の前躯がわずかに後躯より先行していなければならないものの、馬体は出来る限り馬場の長蹄跡に平行であるべきである。斜め横歩は「壁に沿って」行うこともでき、この場合は馬体が進行方向に向かって 約 35 度の角度となるものとする。

第 8412 条 側方運動

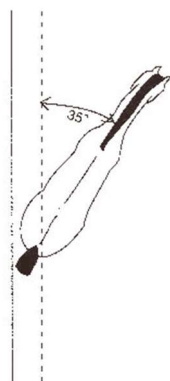
1. 側方運動の追加的な目的は、馬体後躯のエンゲイジメントを改善してこれを高め、その結果として収縮度を高めることである。
2. 全ての側方運動、即ち「肩を内へ」「腰を内へ」「腰を外へ」「ハーフパス」では、馬は僅かにベンドし、同じ側の前後肢は異なる蹄跡上を進む。
3. 運動のリズムや流れ、バランスを阻害しないよう、ベンドあるいは頸のフレクションを強く求め過ぎてはならない。

側方運動では常に伸びやかで整正なペースを保ち、絶えずインパルジョン(推進力)を維持しつつも、関節のサプルネスとケイダンスを維持し、バランスのとれた動きを示さなければならない。選手が馬体をベンドさせることと側方へ動かすことに気を取られるために、インパルジョンが失われてしまうことが多い。

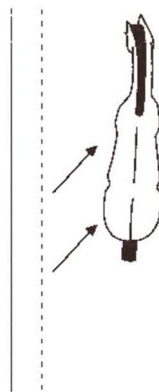
- 1) 肩を内へ
- 2) 腰を内へ
- 3) 腰を外へ
- 4) ハーフパス
- 5) 壁に沿ってのレッグイールディング
- 6) 斜線上でのレッグイールディング

5. 全ての側方運動においてベンドすべき馬の側面は内方である。逆側は外方である。
6. 肩を内へ: 馬は選手の内方脚、あるいは選手の脚がある場所を軸として、僅かにベンドする。約 30 度の一定の角度にてエンゲイジメントとケイダンスを維持する。馬の内方前肢は外方前肢の前を交叉して進み、内方後肢は内方腰部を低下させつつ馬体下へ踏み込んで外方前肢と同じ蹄跡を踏歩する。馬は進行方向と反対側へベンドする。
7. 腰を内へ: 馬は選手の内方脚、もしくは選手の脚がある場所を軸として、僅かにベンドするが、その度合いは「肩を内へ」よりも深い。前肢は蹄跡上、後軀はおよそ 35 度の角度で内側へ入れる。馬の外方肢は内方肢の前を交叉する。馬は進行方向を向く。「腰を内へ」が始まると後軀が蹄跡を外れ、その運動が終わるまで後軀を蹄跡に戻してはいけない。
8. 腰を外へ: 「腰を内へ」と逆の運動である。馬体後部が蹄跡に残る。後は「腰を内へ」と同様の原理・条件である。
9. ハーフパス: ハーフパスは「腰を内へ」の変形であり、壁に沿ってではなく斜線上で行う。馬は進行方向に向かい、選手の内方脚を軸にして僅かにベンドすべきである。馬はこの運動全体を通じて同じケイダンス(弾発性)とバランスを維持しなければならない。肩の可動性を高め、一層自由な動きを求めるとは、インパルジョンを維持し、特に内方後肢のエンゲイジメントを高めることが大変重要である。馬体はアリーナの長蹄跡にほぼ平行であり、前軀は僅かに後軀に先行する。

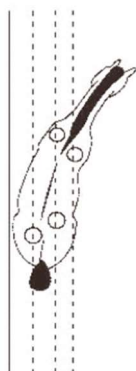
壁に沿ってのレッグイールディング



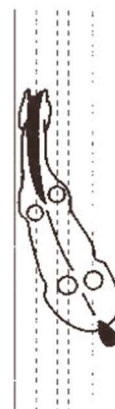
斜線上でのレッグイールディング



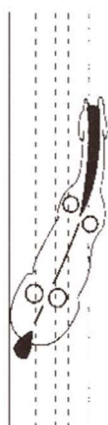
肩を内へ



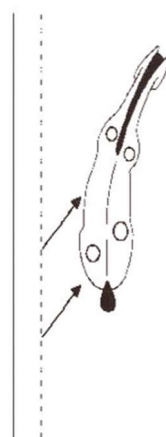
腰を内へ



腰を外へ



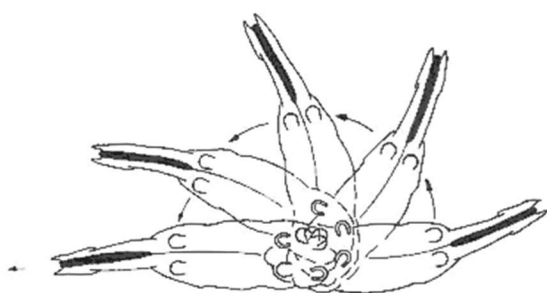
ハーフパス



第 8413 条 ハーフピルーエットとターン・オン・ザ・ホンチズ

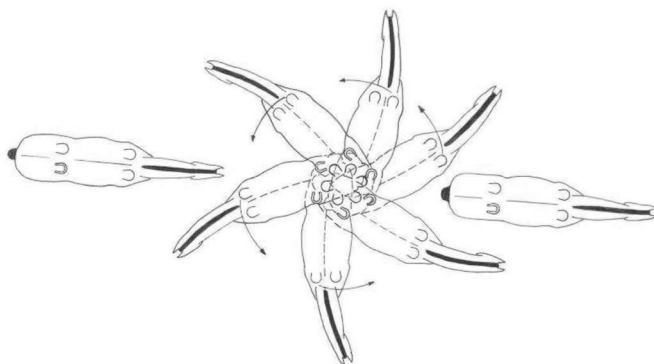
1. 常歩からのターン・オン・ザ・ホンチズ:収縮常歩を要求されないグレードの課目を行う場合、「ターン・オン・ザ・ホンチズ」が馬の収縮運動を行わせる準備段階の運動としてある。「ターン・オン・ザ・ホンチズ」は中間常歩からハーフホルトによりステップを少し短縮し、後躯の関節が屈曲する能力を増し準備させる。馬はこの運動の前後で停止しない。「ターン・オン・ザ・ホンチズ」は常歩ピルーエットよりもより大きな半径(約 1/2m)で実施することが出来るが、リズム、コンタクト、活発さ、およびストレイトネス(真直性)に関するトレーニングスケールにおいては同等のものが要求される。
2. ピルーエット(ハーフピルーエット)は、馬体の長さに等しい半径の二蹄跡で行われる 360 度(180 度)の旋回であり、前駆は後躯の回りを旋回する。ハーフピルーエットの終了時には馬は後肢を交叉させることなく元の蹄跡に戻る。

3. ピルーエット(ハーフピルーエット)は通常、収縮常歩または収縮駈歩で行われるが、ピアップエで行うことも可能である。
4. ピルーエット(ハーフピルーエット)において、前肢と外方の後肢は回転軸となる内側の後肢を中心に回り、毎回脚が地面を離れた際、同じ地点か、もしくはそれよりわずかに前の地点に戻ってくる。
5. いかなるペースのピルーエット(半ピルーエット)を行う場合でも、馬は旋回する側に僅かにベンドし、軽いコンタクトにより「オン・ザ・ビットハミ」の状態、当該ペースでの正しい肢の運びとタイミングを維持しながらスムーズに旋回するべきである。この運動中、項は最も高い位置に維持される。



常歩による半ピルーエット

6. ピルーエット(半ピルーエット)を行っている間、馬は闊達さ(常歩も含む)を維持しており、僅かでも後退、あるいは横にずれることがあってはならない。もし内側の後肢が上がらず、外側の後肢と同じリズムで地面に戻った場合、ペースは整正とは言えない。
7. 駈歩ピルーエット、あるいはハーフピルーエットを行う場合、選手はより一層のコレクションを求めながら馬の軽快さを維持するべきである。後軀は十分にエンゲイジメントして沈下し、関節は十分な屈伸を示している。この運動の重要な点は、ピルーエットを行う前と後の駈歩ストライドのクオリティである。ピルーエットに入る前には闊達さ、ストレイトネス、コレクションの度合いを増す必要がある。ピルーエットを終える時点ではバランスを維持しなければならない。



駈歩によるピルーエットと半ピルーエット

8. ピルーエット(ハーフピルーエット)のクオリティは、サプルネス、軽快さ、整正、そして正確さと、始まりと終わりのスムーズさによって審査される。駈歩ピルーエット(ハーフピルーエット)はバランス、エレベーション、歩数によっても審査される(駈歩ピルーエットは 6~8 歩、駈歩ハーフピルーエットは 3~4 歩が望ましい)。

第 8414 条 パッサージュ パラドレッサージュにおいて禁止されている。

第 8415 条 ピアツフェ パラドレッサージュにおいて禁止されている。

第 8416 条 コレクション

1. 馬にコレクション態勢をとらせる目的は:

- 1.1 選手の体重が加わることによって多少なりとも移動してしまう馬体のバランスを改善し、これを一段と高めること。
- 1.2 前肢の可動性と軽快性を有効にするために、後躯の低下とエンゲイジメント(踏み込む能力)を発達させてこれを増大させること。
- 1.3 馬の「イーズ・アンド・キャリッジ」を加えることにより、乗ることが一段と楽しくなる馬にすること。

2. コレクションはハーフホルト(第 8408 条)を使い、また「肩を内へ」「腰を内へ」「腰を外へ」「ハーフパス」といった側方運動(第 8412 条)を行うことで発達する。

3. コレクションは、シート(騎座)と脚を使用し、それを拳で受けることによって後肢をエンゲイジメントさせて得られるのであり、また改善できる。諸関節が屈伸して柔軟になり、後肢が馬体下に踏み込む。

4. しかし後肢が余りにも深く馬体下へエンゲイジメントするのは望ましくない。馬体の支持底面が極端に狭くなって動きに支障が出てくる。四肢の支持底面に対して背中ラインが伸びて盛り上がってしまい、安定性が損なわれて、馬は均整のとれた正しいバランスを見つけにくくなるのである。

5. 一方、後肢を自分の体下にエンゲイジメントさせようとせず、或いは出来ずに支持底面が広くなりすぎる馬は、「イーズ・アンド・キャリッジ」で特徴づけられるような好ましいコレクションに至ることはなく、後躯の闊達さに由来する活気あるインパルジョンも生み出し得ない。

6. 収縮歩度での馬の頭頸位置は、自然とトレーニング・ステージに左右されると同時に、ある程度は体型にも左右される。コレクションが顕著に認められる態勢とは、束縛されることなく頸を起揚させ、

鬃甲から項にかけて均整のとれたカーブを描き、項は最も高い位置にあつて鼻梁はわずかに額からの垂直線より前に出ている状態である。選手が瞬間的にコレクション効果を得るような扶助を使った時には、頭が多少なりとも垂直線上にくるであろう。頸のアーチはまさにコレクションの度合いに直結しているのである(第 8401 条 6、第 8402 条 1、第 8408 条参照)。

第 8417 条 従順性/インパルジョン

1. 従順とは隷属ではなく、馬の動作全てにおける絶え間のない注意力、快諾と信頼によって、また多様な運動を行った場合に示す調和、軽快さ、無理のない動きによって表される従順性を意味する。従順性の度合いは、軽く軟らかなコンタクトと柔軟な項を保ったハミの受け方でも示される。選手の拳に対する抵抗や回避は「ハミ突き出し(アバブ・ザ・ビット)」や「ビハインド・ザ・ビット」となって現れ、これは従順性の欠如を示すものである。馬の口との主なコンタクトは水勒衝を通していなければならない。
2. 舌を出したり、舌をハミの上に乗せたり、あるいは舌を深く巻き込むことは、歯ぎしりや尾を激しく動かすのと同様に、ほとんどの場合は馬の神経質さや緊張、抵抗を示しており、審判員は該当する各運動項目と総合観察の「従順さ(N0.1)」の採点でこれを考慮しなければならない。
3. インパルジョンとは、意欲的な動きを見せる馬が、後駆で生み出された推進エネルギーを制御して、競技で求められる動きへと転換することである。この究極的なインパルジョン、柔らかくスイングしている馬の背を通して初めて現れるものであつて、選手の拳による穏やかなコンタクトで導かれる。
4. スピード、それ自体はインパルジョンとほとんど関係がなく、平坦な歩様となりがちである。インパルジョンはスタッカートのように断音的ではなく、音律的で流れるような歯切れ良い後肢の踏み込みによってはっきり表現される。後肢が地面を離れる瞬間、飛節は上方へ引き上げられると云うよりも前方へと振り出されるべきであり、決して後方へ返してはいけない。インパルジョンの“決め手”は肢が地上に着いている時というよりも、空中期の「間」である。従つてインパルジョンは、空中期のあるペースでのみ現れる。

第 8418 条 選手の姿勢と扶助

可能な限り、パドレッサーージュ選手は第 8418 条にあるガイドラインに従わなければならない。

1. 可能な限り FEI 定義に沿って、選手は良いバランスを保ち、かつ安定を保ちながら鞍の中央に深く座る。正しい騎乗姿勢により、馬のトレーニングや課目の運動において、選手はわずかな扶助で馬を正しく運動させたり移行させたり出来るようになる。選手の意志と馬とを調和させることは馬場馬術において非常に重要なことである。
2. すべてのパドレッサーージュ競技会において、FEI 公認パドレッサーージュ課目のみならず、同じ競技会の中の国内馬場馬術課目においても、可能な限り両手で手綱を持つことが望まし

い。ただし、演技を 終え、手綱を伸ばして常歩でアリーナから退場する時には、任意で片手で手綱をとっても良い。Foot rains 使用の場合、手も腕も使わないことがある。

2.1 良い演技や安心させるための控えめな「頸への愛撫」は認められる(目にたかるハエをはらう状況や服やサドルパッドを整えることなどと同じように見なす)。しかしながら選手が意識的に手綱を片方の手で持ち直して空いた手や余った手綱を使い馬の推進力を得ようとすることや、競技の間に観客からの拍手を得ようとする行為は過失とみなし、その運動項目と総合観察の「騎手」の両方の点数に反映される。

3. 声 - グレード I、II または III に属する選手は、それぞれのグレードで騎乗している間、自身の音声を扶助として使用しても良い。グレード IV と V の選手は、演技中如何なるときも音声を使用してはならない。一旦演技が始まれば、審判員から話しかけられない限り、他の人に話しかけることは出来ない。許可を得ない音声の使用は重大な過失であり、当該運動項目の採点において、それぞれの審判員の採点から少なくとも 2 点ずつ減点される。

第 2 章 パラドレッサーズ競技会

第 8419 条 国際パラドレッサーージュ競技会の目的

1. 国際パラドレッサーージュ競技会の目的は、障害のある馬術選手に競技の機会を与えるとともに競技を発展させることである。
2. すべての選手を分類し、身体機能についてのプロフィール、グレードを与えることで選手が公正な基準のもとで競い合えるようにする。選手各自の身体的損傷の程度によっては競技のために適切な競技課目を与え、同意をもって補助具をつかい競う。
3. 1989 年、国際パラリンピック委員会(IPC)発足。1991 年、IPC は馬術競技を国際パラリンピック馬術競技委員会(IPEC)の下、発足させる。2006 年 1 月 1 日より、パラリンピックを除くその他のパラドレッサーージュ競技は、FEI の管理下になる。パラリンピックは IPC の管理下におかれる。
4. 最初のパラリンピックは 1960 年に行われ、IPEC が初めて競われたのは 1996 年である。

第 8420 条 パラドレッサーージュ競技会のカテゴリー

1. FEI 一般規定に従い、パラドレッサーージュ競技会は下記の通り分類される:

1.1 国内競技会

CPEDN (国内パラドレッサーージュ競技会): 国外選手を招待することができる。

CPEPDE (促進目的のパラドレッサーージュ大会):西ヨーロッパと北米(下記参照)以外の国で開催される。貸与馬の使用可。

1.2 国際競技会(低いレベル)

CPEDI1* 国際大会。最低 4 カ国招待される。

CPEDI2* 最低 4 カ国招待される。

1.3 国際競技会(高いレベル)

CPEDI3* 最低 6 カ国招待され、更に団体競技が行われる。この大会には二つのレベルのテストが使用されうる。第 8423 条参照。

選手権大会 世界大会、大陸及び地方の大会含む、全ての大きな選手権大会。

パラリンピック大会

1.4 これら上記の大会は、それぞれの大会規程に定められていること以外は、パラドレッサーージュ規程に従って実施されなければならない。

1.5 選手はパラリンピックやその他の競技会に出場するにあたり、出場資格を満たしていなければならない。出場資格の詳細はそれぞれの競技会の規程に基づく。

1.6 貸与馬による競技会。ヨーロッパ域外と北米域外で FEI はいわゆる「振興馬場馬術競技会 (PDEs)」の開催を認める。これらの競技会は貸与馬でも行うことができる。PDEs は世界選手権やパラリンピックで使われる課目よりも下のレベルの課目で開催することも出来るが、主催国 NF から FEI への報告が必要である。これらの競技会の競技場審判団には総勢 3 名

の場合は FEI パラドレッサージュ審判員を少なくとも 1 名、5 名の場合は少なくとも 2 名、を含めるものとする。他の審判員は最低中級(Medium)スタンダードを審査できる資格を国内で認定された者、出来ればパラドレッサージュ審判員コースを修習した者が望ましい。更に審判員パラドレッサージュ競技に関するルールを熟知している必要がある。

(注記:西ヨーロッパ域外と北米域外の国だけを招待するという条件であれば、PR をヨーロッパや北米で開催することも出来る)。

1.7 西ヨーロッパや北米での 8420 条 1.1 と同等のレベルの競技会は、国内大会として運営されなければならない。

2. 団体競技

2.1 団体競技は全ての大会で行われてもよい。

2.2 医学的、獣医学的理由により棄権した選手は主催者の許可のもと、個人として参加し直すことができる。

2.3 公式団体競技は CPEDI3 またはそれ以上の大会で行われる。どの大会であっても 1 カ国につき 1 チームのみが参加出来る。チーム構成は同一国籍の選手で 3 名以上、4 名以内とする。

それぞれのチームにはグレード I、グレード II、もしくはグレード III の選手が含まれていること。インディビジュアルテストとチームテストのパーセンテージスコアによって判定された順位の上位 3 名の合計点が最終チーム順位を決定する。同じチームに同じグレードの選手が 2 名以上含まれていてはならない。

3. 一日における競技の最大数

3.1 選手は一日当たり、一馬匹につき 2 つの馬場課目に参加することが出来る。

3.2 パラドレッサージュ規程で定められた主要な選手権大会では、選手が各競技で騎乗出来るのは一頭のみとする。

3.3 それ以外の全ての競技会においては、選手 1 人当たり同じグレード内で 2 頭まで騎乗することが出来る。余りにも多くの馬が参加申し込みをしていた場合は、OC はくじで決めるか、もしくは参加馬匹の数を制限することが出来る。

3.4 個人援助スタッフ

チーム、また個人選手は競技に必要なサポートスタッフを自身で手配しなくてはならない。

OC は移動手段、スタッフ、選手の補助者または馬を手入れするものを手配する責任はない。

4. 選手権大会

パラドレッサーージュ規程第 5 章を参照のこと。

5. 地域大会

これらの競技会規程は FEI 総会の承認を得なければならない。

6. パラリンピック

パラリンピックの馬術競技会規程を参照のこと。

第 8421 条 馬場馬術課目

1. 各グレードにはそれぞれ指定の競技課目がある。すなわちノービステスト(Novice Test 初級課目)、チームテスト(Team Test 団体課目)、インディビジュアルテスト(Individual Test 個人課目)、フリースタイルテスト (Freestyle Test 自由演技課目)である。公式パラドレッサーージュ課目は FEI の権限を持って公表され、いかなる場合においても変更することはできない。

2.1 パラドレッサーージュ課目については FEI のウェブサイトを参照のこと。

2.2 馬場馬術と自由演技課目は競技者の適性に応じて 5 つのグレード(I、II、III、IV、V)に分類される。可能な限り全てのグレードが含まれることが望ましい。公式の競技会においては現行の パラドレッサーージュ課目のみが使用されること。

グレード I 課目: 競技者は常歩で競技を行う。このグレードでの競技者番号は 1 から始まる。

グレード II 課目: 競技者は常歩と速歩で競技を行う。このグレードでの競技者番号は 2 から始まる。

グレード III 課目: 競技者は常歩と速歩で競技を行う。競技者番号は 3 から始まる。

グレード IV 課目: 競技者は横運動を含む常歩と速歩、駈歩(横運動を含まない)で競技を行う。競技者番号は 4 から始まる。

グレード V 課目: 競技者は横運動を含む常歩、速歩、駈歩で競技を行う。競技者番号は 5 から始まる。

グレード I から III の競技は 20m×40m の馬場で行う。グレード IV から V の競技は、可能であれば 20m×60m の馬場で行う。

2.3 FEI パラドレッサーージュ競技会に於いては FEI の公式パラドレッサーージュ課目以外は、使用することはできない。

2.4 フリースタイルテスト(自由演技課目)

2.4.1 音楽に合わせて行う自由演技課目は、全てのグレードの全てのレベルで行うことができる。各グレードそれぞれの課目がある。CPEDI3*のレベルの競技会においては、各グレード上位 1/3 の選手/馬匹のみが自由演技課目の出場権を得ることが出来る(個人競技と団体競技の合計得点に基づく)。上位 1/3 が 8 人に満たない場合は、その 8 人全てが自由演技課目に参加することが出来る。しかしながら、全ての参加者は団体と個人課目の平均得点率が最低 60%に達していることが求められる。自由演技課目は選手一人につき一馬匹のみが認められており、二頭以上の馬匹が参加条件を満たしている場合は、予選での得点が高い方の馬匹で参加しなければならない。出場権を得た選手/馬匹が棄権や失権した場合は、次の出場権を得た選手/馬匹が参加することになる。

CPEDI1*や CPEDI2*では、特に明記されていない限り、このような制約はない。全てのレベルの競技会において、自由演技課目の出場権を得ている選手と馬匹は、獣医師又は医師の診断書がある場合を除いて、必ず参加しなければならない。正当な理由なく参加しない選手は表彰/賞金の対象外となる。

2.4.2 グレード I、グレード II とグレード III の音楽に合わせて行う自由演技課目は 4 分以上 4 分 30 秒以下でなければならない、20m×40m の馬場で行われる。グレード IV とグレード V の自由演技課目は 4 分 30 秒以上 5 分以下でなければならない、スケジュールの都合によって 20m×40m または 20m×60m の馬場で行うことができる。もしグレード IV とグレード V の自由演技課目が 20m×40m の馬場で行われる場合、制限時間はグレード I、II、III と同様になる。

2.4.3 音楽は選手が馬場に入場する 30 秒前より先に始まってはならない。また、演技終了後の敬礼までに終了しなくてはならない。

2.4.4 演技の開始時と終了時には、センターライン上で C 点の審判の方向を向き、停止、敬礼すること。演技は選手の始めの停止から動き出す瞬間に始まり、最後の停止で終了となる。

2.4.5 グレード I と II で騎乗する選手は、駈歩、ピアッフェ、もしくはパッサージュは行ってはならない。

2.4.6 グレード III で騎乗する選手は、ピアッフェ、もしくはパッサージュは行ってはならず、側方運動、踏歩変換(フライングチェンジ)、ハーフまたはフルピルーエット(後肢旋回)を含まない駈歩のみが求められる。

2.4.7 グレード IV で騎乗する選手は、ピアッフェやパッサージュ、または連続踏歩変換、駈歩ハーフ/フルピルーエットを行ってはならない。

2.4.8 グレード V で騎乗する選手は、ピアッフェやパッサージュ、1~2 回の連続踏歩変換、フルピルーエットは行ってはならない。

2.4.9 故意に要求外のペースや運動を演技の中で行った選手は、失権にはならないものの、各審判員から 8 点ずつ減点され、また、総合観察の「振り付け」で 5 点、もしくはそれ以下の点数になる。この場合、C 地点審判員の判定が最終決定となる。

2.4.10 馬場馬術課目用紙に、必ず含まれていなければならない運動のリストが明記されており、必須の運動が省かれてしまった場合、その運動に対する点数は 0 点となる。また、「振り付け」の得点にも影響する。この場合、C 地点審判員の判定が最終決定となる。

2.4.11 選手は競技アリーナでは、競技前、競技中、および競技直後に故意にピアッフェとパッサージュを行ってはならない。これに反した場合は警告書を受けることになる。

第 8422 条 参加条件

1. 選手のクラシフィケーション

1.1 FEI パラ馬術競技クラシフィケーション規程に細かく記載されている通り、選手は永久的、証明可能且つ測定可能な身体的障害、もしくは視覚障害があり、それを証明する医師の診断を提出出来ることが参加条件となる。

1.2 全ての選手は、競技会に参加する前に FEI 認定の PE クラシファイアー二名による査定を受けなければならない。選手は FEI パラ馬術競技クラシフィケーション規程に記載されている通り、機能障害プロフィール別にグレードに分けられる。このプロフィールは見直し/再査定しなければならない場合がある。

1.3 クラシフィケーションを受けた後、選手のグレードは観察査定の追跡が必要な「OA」、再査定の必要な「R」、確定の「C」にステータスに分けられ、詳細は FEI クラシフィケーションマスターリストに記載され FEI のウェブサイト公表される。

1.4 クラシファイアーはドローの 24 時間前にはその会場に招待されていなければならない。**新しい選手、レビュー「R」の選手、レビュー「R」のステータスでレビューの日付が過ぎている選手、確定「C」だが再クラシフィケーションが認められている選手は全て、ドローが行われる前にクラシフィケーションを受ける必要がある。クラシファイアーには、クラシフィケーション業務、OC に対して査定の結果通知、選手の補助馬具を関係するオフィシャルに伝える必要があり、そのための時間が与えられていなければならない。**

2. 別のグレードでの参加

2.1 クラシフィケーション査定でグレードが変わった選手は FEI マスターリストに掲載された時点で指定されたグレードで参加しなければならない。競技会でグレードが変わった選手は新しいグレードで参加するかエントリーした時点のグレードで参加するかを選択することができる。エントリー時のグレードが新しいグレードより低い場合、選手の最終結果の 10%が引かれることになる。そのような決断はすべてチーフクラシファイアーが審判長と外国人技術代表/外国人審判員に伝えること。選手権大会やパラリンピックでは、選手は必ず新しいグレードで出場資格の基準を満たして参加する必要がある。

2.2 グレード自体がクラシファイアーによって変更された場合、そのグレードより上のグレードも調整される。

3. 年齢制限:国際大会はその暦年に 14 歳の誕生日を迎える者とそれ以上が対象。主要選手権(パドレッサージュ規程参照)はその暦年に 16 歳の誕生日を迎える者とそれ以上が対象。

4. 障害を持つ選手は FEI 馬場馬術競技会において、FEI クラシフィケーションマスターリストと選手に使用の認められた補助馬具のリストに掲載された補助馬具を使用し、パドレッサージュ規程と FEI の許可のもと、競技に出場することが出来る。

5. 性別: 男女別での競技はおこなわれない。

6. 一日における競技の最大数: 第 8420 条 3 項参照

7. 馬匹

7.1 馬は最低 6 歳であること。馬の年齢は生まれた年の 1 月 1 日(南半球では 8 月 1 日)を起算日とする。馬は標準に調教されていること。

7.2 安全上の理由から、馬は他の馬の近辺では危険を及ぼす動きをとってはならない。馬が選手や他の馬、観客達に対して安全であることは選手と監督の責任である。

8. 馬のスクーリング

8.1 安全上の理由から、全てのパドレッサージュ競技会では調馬索運動をしている馬場での騎乗は禁止とする。

スチュワードが安全と判断した場合のみ、2 頭以上の馬匹が適度に距離を置いた上で調馬索運動をしてもよい。

8.2 グレード I、グレード II、グレード III の馬は一日当たり最長 30 分間、調教師/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属する NF(各国馬術連盟)から任命された他の選手によって下乗り/調教されることが許される。その際、騎乗者は身分を証明する腕章をつけること。この下乗り/調教の合計時間は係員によって監視され規制される。スチュワードがいない状況下での下乗り/調教は禁じられている。

8.3 グレード IV とグレード V の馬で、選手権大会とパラリンピックに出場する場合、競技場に到着後は実際競技会に出場する選手のみが下乗り/調教することを許される(違反の場合第 8429.13 条に基づき失格となる)。つまり、例を挙げると、グルームが騎乗し安全な長手綱で常歩をすること、調馬索にかけること、地上からの調教師やコーチ等による助言は許される。

8.4 グレード I、グレード II、グレード III に参加する馬を、競技アリーナ入場の 15 分前以降に選手以外の乗り手が下乗りすることは出来ない。その 15 分間に選手を乗せても乗せなくてもどちらでも良いが、トレーナーが馬を曳いて競技馬場の周りを歩くことができる。その

際地上から馬を調教してはならない。

8.5 競技者/トレーナー/コーチ、もしくは指定された代理人によって、競技者が騎乗していない状態で調馬索運動を行うことが出来る。しかし、競技用アリーナ入場の 15 分前以降は調馬索運動を行うことは出来ない。調馬索運動を行う際、サイドレーン、またはダブル・スライディング・サイドレーン(トライアングル)の使用を許可する。調馬索運動を行う際は一本の調馬索使用のみを許可する。

8.6 OC (大会委員会)は、外国人技術代表(或いは**審判長**)やチーフスチュワードと協議の上、指定した 時間に競技用アリーナ内もしくは周辺で騎乗することを許可するか否かを決定できる。グレード I、II、III のトレーナー/コーチ、又は指定された代理人は選手の代わりに騎乗することが出来る。しかしながら、グルームや他の騎乗者が調教しているのを見つけた場合、当該馬 匹と競技者は失権となる場合がある。

8.7 外国人技術代表、或いは**審判長**やチーフスチュワードの許可無しに、決められた時間外での調教は禁じられている。また、会場に到着後は調教用に指定された馬場以外での調教は禁じられている。厩舎内での調教は禁止とする。最後の競技と表彰式が終わるまで外国人技術代表、或いは**審判長**や OC の許可無しに会場をあとにはならない。

8.8 如何なる理由があっても、グレード IV またはグレード V の選手が CPEDI3 またはそれ以下の 大会で乗る馬は全て、大会開催中は勿論のこと、最初の競技が始まる前の 24 時間は大会会場では、選手関係者、同じチームの他の選手等が鞍に乗ることは禁じられ、発覚した場合は 失格となる。ただし、調馬索運動や地上から引き手などを使ってのサポートは許される。

8.9 如何なる理由があっても、獣医師の診断による馬匹の健康上の理由以外で大会会場から去る ことはできない。その場合は、獣医師は直ちに外国人技術代表(FTD)或いは**審判長**とチーフスチュワードに報告すること。

8.10 厩務員長の許可があれば、厩舎の適切な場所にて馬装しても良い。

9. 馬の共有

9.1 馬は同じ国の選手で別々のグレードの場合二名で共有することができる。馬は最初の競技が始まる一時間前までに OC により変更が許可された場合、同じ国の二名の競技者でのみ共有することができる。すなわち団体競技の場合、別々のグレードで同じ馬が二回出場することができる。

貸与馬に関しては付則 III を参照

一頭の馬が二人の選手(同じ NF)で共有される場合下記の条件を満たすこと:

1. グレード I、II または III の競技者によって騎乗される馬は、一日当たり最長 30 分間、調教師/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属する NF から任命された他の選手によって下乗り/調教されることが許される(つまり、グレード I、II とグレード III

の選手が一頭を共有する場合は二人あわせて一日当たり最長 30 分間のみが許可される)。

2. 馬場の**馴致**は各馬に対してのものであり、各選手に対してのものではないため、二人の競技者で共有されている馬の場合、**馴致**は一度のみとなる。

一頭の馬がひとりとは初級グレード(グレード I、II または III)、もうひとりとは上級グレード(グレード IV または V)の二選手によって共有される場合下記の条件を満たすこと:

1. 競技当日、最初に初級グレードの選手が競技に出場する場合、競技前に調教師/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属する NF から任命された他の選手による 30 分間の下乗りが許される。
2. 競技当日、最初に上級グレードの選手が競技に出場する場合、これが(調教師/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属する NF から任命された他の選手による)30 分間 の下乗りとみなされるため、それ以上の調教は許されない。これは馬匹の健康・安全の見地からの規程である。
3. 競技のない日は、それぞれ両選手が騎乗することは許可されるが、調教師/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属する NF から任命された他の選手による調教の時間は与えられない(一日当たり 30 分という規定)。これは上級グレードの選手の騎乗が調教とみなされるからである。

9.2 如何なる場合も、同じグレード、もしくは違う国の選手が馬を共有することは出来ない。

9.3 馬が共有される場合、グレード I、II または III の選手のために、調教師/コーチ/グルーム、もしくは選手の所属する NF から任命された他の選手が準備運動を行うこと。

9.4 馬は厩舎の外に出る場合は常にグレードと関連した識別番号を記載した頭絡とゼッケンを着用すること。

第 8423 条 招待と参加申込

1.1 2*以下の競技会では 5 つの各グレードにおいて下記の通り 2 つから 3 つの馬場馬術課目で構成されるべきである。

最初の課目 -

2*もしくはそれ以下: ノービステストまたはチームテスト ノービステストはチームテストより難易度が低い課目である。もし大会に予定が組み込まれている場合はチームテストの課目として使用される。

二つ目の課目 - 最初の課目がノービステストの場合はチームテスト。最初の課目がチームテストの場合はインディビジュアルテスト。

三つ目の課目 - フリースタイルテスト(自由演技課目)

1.2 3*の大会:競技会では、下記の通り各グレードで3つの課目が実施される。

最初の課目 - チームテスト。全ての選手が出場できる。

二つ目の課目 - インディビジュアルテスト(二つ目のチームテストでもある)。全ての選手が出場できる。

三つ目の課目 - フリースタイルテスト(自由演技課目)

パラドレッサーージュ規程第 8421 条を参照のこと。

2. チームテストはチーム外の個人によって騎乗できる。

3. 全ての申し込みは NF によって FEI 一般規程第 116 条に記載されている通り行われる。要項原案には競技会が全ての NF 対象か否かが明記されていなければならない。もし、制限付きである場合、招待国が明記されていること。要項原案は競技会の 10 週間前までに、確定スケジュールは 4 週間前までに FEI に申請されなければならない。

FEI チャンピオンシップスと FEI 世界選手権大会のエントリーは FEI 一般規定の第 116.2 条に記載されている通りに行われなければならない。

少なくとも大会の開始 4 日前までにエントリーを確定しなければならない。これは大会に参加する人馬の最終的な選出になる。選手や馬の予備はこれらの規程にそってなされなければならない。

4. 予備馬と補欠選手(チャンピオンシップとパラリンピック):

4.1 参加申込が確定した後、OC の同意のもと予備馬と補欠選手の決定がされる。OC は遅くともホースインスペクションの 2 時間前までに最新の馬匹と選手の記された要項に基づいて判断をする。

4.2 CPEDI のための予備馬や補欠選手のルールは要項に基づくこと。

第 8424 条 競技出場者の申告

1. 特別に明記されている場合を除いて、主要な選手権大会(パラドレッサーージュ規程参照)では下記の規定がある。

1.1 競技出場者の申告は、遅くとも抽選の 2 時間前までにしなければならない。抽選の正確な時間は要項に記載されていること。

1.2 競技出場を申告した選手の怪我や病気で競技開始が不可能な場合、OC と審判長との協議の上で、後の競技に出場することが出来る。ただし、個人選手としての出場となる。

第 8425 条 スターティングオーダーの抽選

1. グレード I からグレード V まで、それぞれ別々の抽選が行われる。CPEDI3 を含むそれ以下のグレードの事前抽選は、OC と審判長、**可能であれば出場選手の代理人**によって行われることが望ましい。抽選結果は OC、審判長、**チーフスチュワード**およびチーム監督(Chiefs d'Equipes)が出席するミーティングで公開される。このミーティングに許可のない人の出入りは禁じられている。チーム監督は発表三十分以内に出場順を確認すること。
2. 団体競技、個人競技共に、抽選は同等の方法で行われる。
3. 先ず、同じグレードに三名以上の選手がエントリーしている NF から抽選を行い、続いて二名以上の選手がエントリーしている NF、最後に一名のみの選手がエントリーしている NF の抽選を行う。
4. 団体競技においては、チーム監督がチーム内の出場順を決めることが出来る。しかし、チーム監督は個人競技の出場順を決めることは出来ない。抽選が事前に行われた場合、チーム監督は自分のチーム内における出場順の変更をミーティングで申し出ることが出来るが、それは与えられた スタートポジション(starting positions)内に限られる。また、抽選がミーティング中に 行われる場合、チーム監督は希望の出場順をそのグレードの抽選が行われる前に申し出なければ ならない。
5. 各グレードにおいて、出場選手の人数と同数の番号札が、外から見えないように作られた“抽選箱 A”に入れられる。
6. グレードの抽選は、3 名の選手がエントリーしている NF から抽選を行う。チーム監督がチーム 内の出場順を決めることが可能な場合、先ずその抽選が行われ、その後 2 名の個人選手がエントリーしている NF の抽選が行われる。もしそのような NF が複数になる場合、アルファベットの頭文字が抽選で選ばれ、その頭文字で始まる名前の NF が最初に抽選を行い、続いて、他の二つ以上のエントリーのある NF がアルファベット順に抽選を行う。
7. 各 NF の出場選手達は 彼らの名前の書かれた札を順番に“抽選箱 B”から引き、且つ、出場順の書かれた番号札を“抽選箱 A”から引く。その番号が各個人選手の出場順を決定する。
8. 万一、同じ NF に所属する出場選手の出場順が二つ以上離れていない抽選結果になってしまった場合、直ちに抽選札は抽選箱に戻され、同じ NF に所属する出場選手の出場順が二つ以上離れる まで何度でも抽選のやり直しが行われる。
9. チーム監督がチーム内の出場順を抽選前に提示した場合、チーム監督の希望する出場順通りに抽選結果が変更される場合がある。ただしスタートポジションは変更されてはならない。
10. 出場選手が一名のみの NF は残っているスタートポジションを抽選で選ぶ。
11. その後、出場選手は抽選で選んだ番号順に出場する。
12. 自由演技競技の出場順は、既に行われた資格競技の結果に基づいて 4 人一組で決定する。

下位 1 位から 4 位の選手が自由演技競技の最初の 4 人の出場選手になり、上位 1 位から 4 位の選手が自由演技競技の最後の 4 人の出場選手になる。もし、そのグレードの出場選

手の人数が 4 の倍数でない場合、残された出場選手(4 人一組に属さない出場選手)が先の出場順になる。先 のグループが人数の少ない方で、2 番目のグループは人数の多い方になる

13. 可能な限り、同じ NF に所属する出場選手の出場順が二つ以上離れるよう、考慮されなければならない。

~~第 8426 条 選手の重量~~

第 8427 条 服装

1. 国の色は FEI 一般規則で定められた範囲でのみ使用されること。軍人、警察官などは全ての国際競技会において民間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。制服は軍隊直属の隊員と警察官ばかりでなく、他の国営施設/軍事施設や National Studs/学校/協会のメンバーにも適用する。
2. 全ての選手は常にきちんとした服装でいなければならない。
3. 原則として、如何なる選手も(またその他の関係者についても)騎乗している間は常に保護用ヘッドギアを着用しなければならない。競技に出場する際は、黒もしくは濃い暗色のヘルメットを使用すること。本条項に違反する選手(またその他の関係者)は直ちに騎乗が禁止され、保護用ヘッドギアを適正に着用し、**ストラップを安全に装着**するまでこの措置が続く。保護用ヘッドギアは一般規程の追記 A に定義されている。
4. 黒か**茶色暗色**の踵のついたブーツもしくは乗馬靴を着用すること。無地の黒か**茶色暗色**のハーフチャップスか膝までのゲートルも使用できる。
5. 競技会ではクリーム色、ベージュ、白または**オフホワイト**の乗馬ズボン(Jodhpurs または Breech)と黒か濃い色の上衣を着用すること。対比色と縁飾りは許可されるが、ストライプ入りのものや多彩色の上衣は許可されない。色相を変えた襟や控えめな縁飾り、クリスタル装飾など、趣味の良いあまり目立たないアクセントは許容出来る。

ストッキング・アスコットタイ: 白または**オフホワイト**、もしくは乗馬用上衣と同色

手袋: **着用する場合は**白または**オフホワイト**、もしくは乗馬用上衣と同色

暗色の安全ベスト(膨張式のタイプ含む)の着用は許可されている。

6. グレード IV と V に出場する視覚障害のある競技者は、競技以外で騎乗する場合、規定された色のアームバンド(腕章)を着用しなければならない。
7. 拍車の着用は**標準補助馬具**により任意。拍車は金属製であること。拍車の柄の部分は下方に湾曲しているもの、もしくは真直であるもの、乗馬用長靴着用時に拍車の中心部から後方

に向かって直角にのびているものであること。拍車は **非標準補助馬具として** FEI クラシフィケーションマスターリストに記載されているように、あくまでも脚による推進の補助を強化する副補助として用いること。拍車の腕は滑らかであり尖ってはならない。輪拍が用いられる場合、輪の部分はなめらかで尖っていないものであること、且つ、輪の部分が自在に回転するものでなければならない。金属製の拍車に硬化プラスチック製の先端をつけた「インパルス」拍車、もしくは「ダミー」拍車の使用は認められている。

第 8428 条 馬装と補助馬具

1. 馬装(付則 XI の図を参照)

1.1 鞍

1.1.1 きちんとフィットし、整備され、馬と選手に合う鞍を使用すること。鞍が改造されている場合、選手の安全は確保されていなければならない、特にサイズ、形、重量などが馬のウェルフェアに影響するものであってはならない。

馬が停止した状態で、補助具と選手の胴体との間に 3cm 以上の隙間がなくてはならない。選手に合わせて鞍を改造した場合、選手が落馬可能な状態を保つ必要がある。鞍のシート部分が座った際、深さが 12cm 以上あってはならない。深さは前橋の一番高いところから鞍尾の一番高いところのライン上の中央から高さを計る。鞍のいかなる改造も補助馬具としてマスターリストに記載されていなければならない。

1.1.2 鐙のフレームは閉じているものでなくてはならず、付属物があってはならない。安全鐙のフレームは閉じているものでなくてはならない。鐙革は鞍に取り付ける部分は取り外しのできるものでなくてはならない。FEI マスターリストに記載されていない限り、鐙革はあおり革の外側になくてはならない。

1.1.3 単色のゼッケンを使用すること。違う色の縁取りは認められる。ストライプや多色のゼッケンは使用できない。無地、もしくは国指定のゼッケンを使用することができる。選手と馬につけるスポンサーなどの広告やロゴに関しては FEI 一般規程の第 135 条参照。

1.2 鼻革付きの水勒と大勒

1.2.1 金具、鼻革や項革についたパッド以外は革製もしくは人工皮革でなくてはならない。パッド付きの頭絡は認められる。ナイロンや他の非金属で革部分を補強することは認められているが、馬の肌に直接接触する部分に使われてはならない。項革と頬革に伸縮素材を使用しても良いが馬の肌やハミに直接接触してはならない。

1.2.2 額革は必ず使用すること。額革と項革の取り付け部分は革や人工皮革でなくても良い。

1.2.3 項革は項のすぐ後ろに装着されなければならない、項にかかることがあっても良いが、頭蓋骨の後ろに装着してはならない。

1.2.4 ミクレム鼻革やコンビ鼻革以外は、喉革は必ず使用すること。

1.2.5 手綱は頭絡ハミから拳までの線はとぎれることなく繋がってなければならない。それぞれのハミはそれぞれ別の手綱と繋がっている。手綱が自由に滑ることができるよう、手綱はハミにのみ繋がっ

ている。手綱はロープあるいはロープに類似した素材のものであってはならない。馬の口に装着されているハミに接続されている手綱は、直接選手とのコンタクトがあること。つまり、大勒を使用する場合、二本の手綱は両方共、または選手の拳に届く前に一本の手綱にまとめ(スプリット手綱)、選手の拳の中にある必要がある。

1.2.6 マルタンガール、プリンカー、サイドレーン、折り返し手綱、ベアリング手綱、その他それらに類似する馬具の使用は禁止されている。

1.2.7 大勒には必ずカブソン鼻革、小勒銜、グルメット付大勒銜を使用すること。コンビ鼻革は下方にある鼻革なしで使用しても良い。グルメットは金属、革製、もしくは両方のコンビネーションでも良い。グルメットカバーは革製、ゴム製、もしくはシープスキンのものである。カブソン鼻革とグルメットは馬を傷つけるほどきつく締めてはならない。

1.2.8 水勒を使用する場合、普通のカブソン鼻革、ドロップ鼻革、フラッシュ鼻革、メキシコ鼻革、コンビ鼻革、あるいはミクレム頭絡(それに類似したもの)と共に使用する。

1.2.9 いかなるレベルの競技会においても、鼻革が馬を傷つけるほどきつく締めてはならず、必ずスチュワードマニュアルに則って検査されなければならない。

1.3 ハミ

水勒銜、小勒銜、大勒銜は滑らかで表面が硬くなくてはならない。ねじれたワイヤーハミの使用は禁止されている。ハミは金属製、硬いプラスチック、もしくは丈夫な合成素材でできているもので、ゴムで覆われていても良い。ハミは舌の上で抑制するような機能を持っていてはならない。ハミのマウスピースの直径は、馬を傷つけるものであってはならない。大勒銜のマウスピースの直径は最低でも 12mm、小勒銜のマウスピースの直径は最低でも 10mm なくてはならない。水勒銜は馬には最低 14mm、ポニーには 10mm 必要である。マウスピースの直径はリングのすぐ隣か、マウスピースの側面を図る。

1.3.1 水勒銜

1.3.1.1 水勒銜はルースリング、D リング、エッグバットチークと共に使用が可能である。シングルジョイントあるいはダブルジョイントの水勒銜もアッパーチークあるいはロウアーチーク、ハンギングチーク、フルチークもしくはフルマーチークと共に使用可能である。ルースリングにはリング周囲にスリーブを付けることができる。

1.3.1.2 伸縮性のあるゴム製や合成素材のハミも認められている。

1.3.1.3. 水勒銜のジョイントは 2 つまでとする。ダブルジョイント水勒銜の中央接続部で、円筒型やボール型のジョイントも認められているが、中央の部分は硬く、ローラー以外のもので可動するものは認められない。中央の部分は角度がついていても良いが、必ず角のないものでタンクプレート(舌押さえ)の効果がないものであること。

1.3.1.4 ダブルジョイントのハミや回転するマウスピースは舌に苦痛を与えないものであること。

1.3.2 小勒銜一大勒として大勒銜と共に使用。

1.3.2.1 小勒銜はルースリングもしくはエッグバットが許可されている。

1.3.2.2 小勒銜はシングルもしくはダブルジョイントでなくてはならない。ジョイント部分が筒状か球状のものは認められる。ジョイントの中心部分の表面は回転するもの以外は可動式であってはならない。中

心部分はタングプレート(舌押さえ)の効果があってはならない。

1.3.2.3 小勒銜の中心部分がロックされる mullen ハミは認められない。

1.3.2.4 柔軟性のあるゴムや合成素材の小勒銜は認められない。

1.3.3 大勒銜

1.3.3.1 大勒銜の銜枝の長さ(銜身から下の部分)は 10cm までとする。銜枝の上部はその下部よりも長くてはいけない。可動式銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを 10cm までとする。

1.3.3.2 大勒銜の銜枝はまっすぐなものか S 字型でなくてはならない。銜枝は可動式のものでも良い。

1.3.3.3 銜身はまっすぐなものか舌の負担を軽減させるような形状であれば良い。その部分の高さは最大 30mm(一番低いところから高いところまで)であること。最も幅が広い部分が舌に接するところでありその幅は最低 30mm でなくてはならない。

1.3.3.4 可動式銜身の場合、銜身が一番高い場所にあるとき、銜身より下の銜枝が 10cm 以上であってはならない。グルメットは金属製もしくは革製、あるいはその両方でも良い。グルメットカバーは革製、ゴム製、シープスキンのいずれであれば良い。グルメットのフックは固定してもしなくても良い。

1.4 追加の道具

1.4.1 尻尾の付け毛は FEI に事前に許可を得ている場合のみ使用が許される。そのような申請は FEI 馬場馬術部門に写真と獣医の証明書を添えて直接提出すること。付け毛は重さを加えるものや、フックや、留め具以外の部分で金属を含んではならない。

1.4.2 イヤーフードは全ての競技会で認められ、騒音を軽減するためにも使用しても良い。イヤーフードで馬の目を覆ったり、耳栓を使用してはならない。(例外として第 8428.8.5 条)イヤーフードは控えめな色とデザインであるべきである。イヤーフードは鼻革に取り付けてはならない。

1.4.3 耳栓は表彰式でのみ認められる。

1.4.4 馬にいかなる飾りを施すことは認められていない。

1.5 プロテクターと肢巻： 全ての国際競技において、競技中のプロテクターや肢巻の使用は認められない。プロテクターや肢巻は競技アリーナに入る前に外すこと。さもなくば選手はペナルティーを課せられる。馬場規程の第 430 条を参照。

1.6 個体識別番号は厩舎から出すときには常に着けていること。どの馬も大会期間中は同じ番号を使用する。この番号は競技中も練習馬場でも引き馬中でも、スチュワードや大会オフィシャルが判別できるよう、馬が到着してから大会終了時まで着けていなければならない。番号を着けていない場合、最初は警告だけだが、再度指摘された場合、選手が審判員によって罰金を課せられる。番号は白地で番号の色は何色でも良い。

1.7 待機馬場と練習馬場。上記のパラグラフの内容は待機馬場と他の練習馬場でも有効である。プロテクターや肢巻は認められる。調馬索の際に調馬索用鼻革やシングルサイドレーンやダブルスライディングサイドレーン(トライアングル)の使用は認められる。調馬索は一本の調馬索のみの使用が認められており、調馬索用鼻革もしくは水勒か小勒銜に繋げること。大勒銜に調馬索を繋げることは認めら

れない。固定式やスライディングレーンは馬の頭と頸の自然な動きを邪魔するものであってはならない。手綱は頭と頸の位置を固定するほどの長さであってはならない。

2. 補助馬具

2.1.1 Standard Compensating Aids 標準補助馬具は扶助あるいは道具であり、FEI 馬場規程で認められているものに加えて、全てのプロフィールの選手が使用でき、FEI マスターリストに掲載される必要がない。

2.1.2 Profile-specific compensating aids プロファイル特定補助馬具は特定のプロフィールの選手に使用が認められている扶助あるいは道具であり、クラシフィケーション査定を経て FEI マスターリストに掲載される必要がある。付則 IX の概要参照。

2.1.3 Non Standard Compensating Aids 非標準補助馬具は上記以外の規程では記載されていない個別の選手に必要な扶助や道具である。その選手個人に合わせて、同じグレードやプロフィールの選手よりアドバンテージを得ることなく、馬に騎乗することができるようにするための扶助や道具である。標準補助馬具やプロフィール特定補助馬具を改造したものや個人の選手のために特別に誂えた道具も含まれる。

2.1.3.1 非標準補助馬具の使用は FEI 補助馬具審判員団に事前に使用を認められる必要がある。その申請は FEI に必要な書類(診断書、道具の説明、写真など)とともに書面で、出場する競技会のホースインスペクションの少なくとも二週間前まで提出されなくてはならない。FEI 補助馬具審判員団に認められた後、FEI クラシフィケーションマスターリストに掲載される。

2.1.4 上記の規程に従い、競技会で使用される全ての馬具や道具は FEI 馬場規程に準ずるものでなくてはならない。競技会で使用する馬具や道具が FEI パラドレッサーージュ規程に則り、FEI クラシフィケーションマスターリストに掲載されていることを確認することが選手の責務である。

2.2.2 ハンドホールド

2.2.1 どの選手もバランスを保持するのに柔らかいハンドホールドを使用することができる。そのハンドホールドは長さが 30cm 以内で、掴んだときに鞍の前橋の高い部分から 10cm 以内でなくてはならない。取り付け場所は鞍の前部分の前橋の前か上で良い。これは標準補助馬具である。

2.2.2 どの選手もハンドホールドとしてネックストラップを使用することができる。この目的であれば胸がいも認められる。これは標準補助馬具である。

2.2.3 指定されたプロフィールの選手であれば必要に応じて硬い(固定した)ハンドホールドの使用を認められる。硬いハンドホールドの長さも上記の柔らかいハンドホールドと同じである。規定以外の長さの場合は非標準補助馬具としてみなされる。硬いハンドホールドは FEI クラシフィケーションマスターリストに掲載される必要がある。

2.3 鞭

2.3.1 どの選手も標準補助馬具として鞭(最大長さ 120cm)を 1 本使用できる。

2.3.2 指定されたプロフィールの選手は必要であれば 2 本の鞭を使用でき、FEI クラシフィケーションマスターリストに掲載される必要がある。

2.3.3 市販の鞭に改造を加えたものや湾曲した鞭は非標準補助馬具として FEI の許可が必要であり、FEI クラシフィケーションマスターリストに掲載される必要がある。

2.4 手綱

2.4.1 スプリット手綱とゴムが挿入された手綱は標準補助馬具であり、マスターリストに掲載される必要はない。

2.4.2 特定のプロフィールの選手で上半身の腕、手、指を使って手綱が使えない場合、フットレーンの使用を認められる。フットレーンは FEI マスターリストに掲載される必要がある。

2.4.3 手綱が通常の状態以外で使用される場合、手綱は選手とのコンタクトポイントから馬の口まで可能な限り直線でなければならない。

2.4.4 特定のプロフィールの選手で、極端に短い腕の選手の場合、手綱を輪に通し、この輪を革紐で鞍の前方に取り付けて使用することが出来る。これらの輪は自由に動く状態にし、固定してはならない。このような手綱を使用する選手は、FEI クラシフィケーションマスターリストに明記されている必要がある。

2.5 馬具に装着されたストラップ

2.5.1 選手は、事故が起こった場合に直ぐに動くことの出来ない姿勢や位置に固定されてはならない。どのような素材(マジックテープ、革、ゴム製)の固定用ストラップも、選手が落馬の際に馬から自由になるものでなくてはならない。

2.5.2 選手を鞍上で補助するために、特定のプロフィールの選手の下肢にベルクロ(マジックテープ)を使用することが出来る。FEI クラシフィケーションマスターリストに掲載される必要がある。

2.5.3 マジックテープまたはそれ同等の素材は、選手一人当たり 50 平方センチメートル以上 使用することは出来ない。3cm×6cm の面積以上の重なりがあってはならない。マジックテープまたはそれ同等の素材を脚ごとに使用する面積は、3cm 幅で 6cm の重なりを超えてはならない。また、安全上の理由により、「V」の形で止めることを推奨する。

2.5.4 特定のプロフィールの選手は鍔や鍔革を腹帯にストラップで固定して下肢のコントロールをサポートするために使用することができる。FEI マスターリストに掲載されている必要がある。

2.6 鍔

2.6.1 足が 1 本の選手は鍔一つで騎乗することができる。義足の選手は鍔をペアで使用しなくてはならない。

2.6.2 特定のプロフィールの選手は必要であれば鍔なしで騎乗してもよい。FEI マスターリストに掲載されること。

2.6.3 足が鍔に納まるよう、伸縮性のあるゴムバンドを使用することが出来る。それらのゴムバンドは選手が落馬可能な状態を保つための幅と強度である必要がある。磁力鍔の使用は許可されている。これら両方ともマスターリストに掲載されなければならない。

2.6.4 足が鍔の中に入ってしまうことを防ぐため、鍔の前方を閉じることが出来る。(カバーつき鍔)これは全ての選手が使用できる標準補助馬具で、FEI マスターリストに掲載される必要はない。

3. 馬装と補助馬具のチェック

3.1 最後の待機馬場を出る際に、禁止された道具を使用したまま競技アリーナに入ることのないようスチュワードによる目視検査を行っても良い。しかしながら、禁止された道具を使用したまま競技アリーナに入らないようにするのは選手の責任である。目視検査は選手をアシストするものであって必須のものではなく、選手が辞退することもできる。スチュワード 1 名を任命して、各馬が競技アリーナを出た直後に馬装の点検を行う。違反は全て C 地点審判員へ報告され、第 8430.3 条に基づいて罰せられる。馬によっては口が過敏で触られるのを嫌がるため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない(FEI スチュワードマニュアルを参照)。スチュワードは、頭絡を点検するには使い捨ての手術用/保護用手袋を着用しなければならない(各馬につき 1 組の手袋)。手袋は馬装チェックが終わるまで着用していること。

第 8429 条 アリーナと練習馬場

1.1 パラリンピック大会、地域大会、および FEI 選手権大会では、外国人技術代表が競技アリーナの点検を行い、これを承認しなければならない。

1.2 その他全ての国際競技会では、競技場審判団長が競技用アリーナの点検を行い、これを承認しなければならない。

2. アリーナの規格

2.1 馬場は平坦で高低差がなく、長さ 60m、幅 20m の広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差は、いかなる場合も 50cm 以内、短蹄跡ではいかなる場合も 20cm 以内とする。馬場は主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナ・フェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも 15m 以上の距離をおいて設置する必要がある。競技が屋内で行われる場合、馬場は原則として壁から 3m 以上離れていなければならない。アリーナ・フェンスそのものは高さ約 30cm の低いフェンス(レールは硬質であってはならない)で構築するものとする。A 地点のアリーナ・フェンス部分は選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入場口の広さは 2メートル以上なければならない。フェンスのレール部分は馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。

2.2 グレード I、グレード II、グレード III の選手のために、長さ 40m、幅 20m の広さのアリーナも用意されていること。大きな文字で記された馬場地点標記(マーカー)が必要な視覚障害を持つ選手は、各自で準備すること。

3. すべての FEI 選手権大会について、馬場馬術アリーナ・フェンスでの広報権は唯一 FEI に帰属する。これらの競技会については、組織委員会が FEI より事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。但し広告が一切認められない馬場馬術用の地点標記とそのホルダーを除く。

他のすべての国際競技会については、別途 FEI から出された勧告に従い馬場馬術アリーナ・フェンスには広告を入れず、その代わりとして広告用ボードの使用を主催者に強く推奨する。広告は黒のみで

印字し、フェンスの内側にのみ表示でき、A 地点を除くアリーナ地点標記の両側は各々1.5m 以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側 M 地点、C 地点、H 地点は完全に広告のないスペースとする。B 地点と E 地点の両側は各々3m 以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長 44m まで広告を掲げることが認められることとなる。広告の設置方法は常識の範囲で行い、長蹄跡に沿った広告掲示は正確に対称な設置とする。

3.1 スポンサーの商標/ロゴを掲げる場合は高さを 20cm 以内としなければならない。広告は馬場馬術アリーナ・フェンスの上端に合わせる。広告はアリーナ・フェンスの内側にのみ設置することができ、外側は不可。FEI とテレビ放映局との合意に基づく条件が有効なときはこれを尊重しなければならない。

3.2 フェンスあるいはジャッジボックス/テーブルに掲示する広告はすべて、競技開始までに審判員長か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。上述した広告の設置位置条件に従い、競技開始までに FEI 審判員長/外国人技術代表の許可を受ければ、FEI 公認競技会名と/あるいはロゴを馬場馬術アリーナ・フェンスに掲げることが常に許容される。

例:CPEDI3*ハートブリー

本規則に違反した組織委員会については、FEI が本規程と一般規程に基づいて罰金を科し、あるいはその競技会から CPEDI のタイトルが外される場合がある。

4. 地点標記:アリーナ・フェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから 50cm ほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ高さに印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。

5. 中央線を引くことは認められない。

6. 審判員の配置:5 名審判制の場合、3 名の審判員を短蹄跡に沿って配置しなければならない。屋外競技では馬場から 3m 以上、5m 以内の位置とするが、屋内競技の場合は可能であれば 3m 以上離すことが望ましい。C 地点審判員は中央線の延長線上に、またその他の 2 名(M 地点と H 地点)は長蹄跡の延長線上より内側へ 2.50m の位置に配置する。サイドの審判員 2 名(B 地点と E 地点)は各々の B 地点、E 地点で馬場から 3m 以上、5m 以内の位置に配置するが、屋内競技では 2m 以上離すことが望ましい。審判員が 3 名の場合は 1 名が長蹄跡側に座るべきである。

6.1 ジャッジボックス:各審判員に個別のジャッジボックスか台座を用意しなければならない。高さは地上より 50cm(自由演技課目ではもう少し高い方がよい)以上とし、アリーナがよく見えるようにする。ジャッジボックスは 4 名を収容できるよう十分な広さがなくてはならない。ジャッジボックスはアリーナ全体を良く見渡せる状態にする。FEI チャンピオンシップと選手権大会では、それぞれのジャッジボックスは、出血、跛行、経路違反や道具の違反などを C 地点審判員に伝えるために連絡用のボタンが装備されていなくてはならない。そのような連絡用ボタンはその他の大会では必須ではない。

競技会が野外で行われる場合、可能な限り、ジャッジボックスは暑さや寒さ、風や雨を防ぐための屋根/ドアが装備されることが望ましい。必要であれば、ドアには開いている状態と閉まっている状態でドアを固定出来るよう留め具をつけること。極度の寒暑の場合、暖房器具や扇風機が用意されていること。下記条項 3*の競技会には自動車がジャッジボックスとして**使用することがある**。

6.2 プロモーションのための人員を含む役員のみがジャッジボックスに入ることを許される。例外を求める申請は事前に審判長に出され外国人審判員レポートに明記されなければならない。

7. 小休止:二時間毎に 15 分間程度の休憩を入れ、馬場表面を整備することが推奨される。もし、30人以上の競技者がいる場合は最低でも 25 分の休憩時間を挟むこと。この 25 分は最後の選手の演技終了時間と次の選手の演技開始の時間を計る。審判員達の昼休みとして一時間が与えられなければならない。

8. 屋内での大会の場合、競技アリーナは原則壁から最低 2m の距離があること。

9. 実際の競技の出番、もしくは指定された練習時間以外に競技アリーナを使用した選手/馬匹は失格となる。例外は外国人技術代表と、もしくは審判長により認められる場合がある。

10. 練習用馬場:望ましくは競技会入厩と同時に、選手が自由に使用できる広さ 20m×60m の練習用馬場を少なくとも 1 つは設置しなければならない。この馬場は競技アリーナと同じフットイングであることが望ましい。この 20m×60m の馬場は、必要に応じて 20m×40m としても使えるように設置されていなければならない。20m×60m の馬場は最多で 8 名、20m×40m の馬場は最多で 6 名の選手が騎乗するのに十分な広さであること。視覚障害の選手が希望する場合、ひとりで練習や待機馬場で騎乗出来る環境を提供すること。全ての選手が同じだけの練習時間を与えられること。可能であれば、これらの馬場は競技アリーナと同じフットイングであることが望ましい。

10.1 20m×60m の練習馬場を提供することが現実的に困難な場合、選手に競技用馬場での練習を許可することが推奨される。その場合、競技アリーナを練習目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、実施要項へ明記すべきである。

11. 選手が競技アリーナの外で馬の準備運動をすることができない場合、選手はベルが鳴る一定時間前に競技アリーナへ入ることを許可される。その際、OC は審判長と、または外国人技術代表(任命されている場合)と協議し、選手が一度馬場から出て再入場するのか、もしくは馬場の中で待機して良いのか決定する。

12. 全ての視覚障害選手は競技アリーナより演技を開始してもよい。

13. スチュワードは、厩舎の公式開放時刻前から常時臨場して、全てのトレーニング/準備運動を監視しなければならない。公式競技開始時刻まで規程を施行することができる。

14. 中断:競技が妨げられるような技術面での不備があった場合は、C 地点審判員がベルを鳴らす。明らかに外的要因で競技が妨げられた場合にも、同様の手順を適用することが推奨される。異常な気象条件あるいはその他の極限状況では、C 地点審判員がベルを鳴らして演技を中断させることができる。外国人技術代表或いは外国人審判員/組織委員会も、競技を止めるよう C 地点審判員に提案できる。これにより影響を受けた選手は、競技再開が可能になった段階で演技を再開し完結させることとする。自由演技課目の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手は C 地点審判員の許可を得て馬場を出ることができる。他の選手の出場時刻には できるだけ影響を与えないように配慮し、当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯か競技の最後に戻って演技を再開するか、あるいは演技を初めからやり直す。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。初めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。規程課目で選手が演技を再開しなければならない場合、選手は課目の最初から始めるか、

あるいは中断した箇所から始めるかを選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る。

第 8430 条 競技課目の実施

1. FEI **パドレッサーージュ**公式課目はすべて記憶して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。例外として、FEI クラシフィケーションマスターリストに補助馬具としての記載のある選手に関しては、課目の内容を読み上げてもらいそれを聞きながら演技することが認められる。**パドレッサーージュ**規程第 8430.13 条を参照のこと。
2. 経路違反:選手が「経路違反」(回転を間違えたり、あるいは運動項目を抜かすなど)をした場合、C 地点審判員はベルを鳴らして当該選手に警告する。必要であれば C 地点審判員はどこから演技をやり直すか、次に行う運動は何かを示して演技を続行させる。しかし選手が「経路違反」をしてもベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合もある。例えば E 地点で中間速歩から尋常速歩へ移行すべきところを K 地点で移行した場合、ベルを鳴らすか否かは C 地点審判員が判断する。選手が間違えた運動項目と同じ運動項目が当該等課目の中で、後から繰り返して出てくる場合、C 地点審判員はベルを鳴らして選手に注意を促し、正しい運動を伝える。点数はそれぞれの審判員により減点されるが、選手は正しい運動を行うことで追加減点を回避することが出来る。経路違反か否かの判断については、C 地点審判員に唯一決定権がある。これに従って、その他の審判員のスコアが調整される。場合によっては、選手の任命された代理人と協議することもある。

3. 減点

3.1 経路違反:ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」は全て減点されなければならない。

- 1 回目 (それぞれのジャッジの)合計得点率から 0.5%
- 2 回目 (それぞれのジャッジの)合計得点率から 1%
- 3 回目 失権

3.2 その他の罰則

以下の場合はずべて違反とみなされ、それぞれの違反につき 2 点が減点されるが、違反回数 は累計されず、失権になることはない(自由演技課目を含む)。

- アリーナ周囲のスペースに馬の肢に肢巻を巻いたまま、もしくは規定外の服装で入場すること;
 - 馬場馬術アリーナに馬の肢に肢巻を巻いたまま、もしくは規定外の服装で入場すること;もしも、これらの違反事項が発見される前に競技が始まってしまった場合、C 地点審判員は選手に競技の中断を告げ、補助係が馬場内に入って違反の原因となっている物を取り除く。その後、選手は競技を課目の最初からやり直すか(アリーナ・フェンスの中から始める)、あるいは中断した箇所から始めるかを選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る;
 - ベルの合図前にアリーナへ入場すること;
 - ベルが鳴ってから 60 秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、120 秒以内には入場した場合;
 - 自由演技で、音楽開始から 30 秒を超えて入場した場合;
 - 自由演技課目が審査用紙に規定された時間よりも長いあるいは短い場合は、芸術点合計得点率から 0.5%が減点される。
4. 運動項目実施の誤り:選手が「運動項目実施の誤り」を犯した場合は、「経路違反」と同様に減点されなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。
 5. 気付かれなかった誤り:競技場審判団が誤りに気付かなかった場合は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われ、その誤りで減点されることはない。
 6. 減点は、それぞれの審判員の結果表の合計点から減点される。
 7. 跛行:著しい跛行が見られる場合、C 地点審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない。

8. 所定地点での運動項目の実施:馬場の所定地点で実施されるべき運動項目については、選手の体はその地点の上/真横に来た時に行うものとする。

9. 馬場への入場

9.1 パラドレッサーージュの選手はベルが鳴った後 60 秒以内に競技アリーナへ入場する。自由演技課目の場合は、音楽開始の合図をするまで 60 秒が与えられている。

安全のため、グレード I、II、III とプロファイル 36(全盲)の選手は、演技が始まる前に馬場の外側でトレーナーや責任者に付き添ってもらうことが可能。付添い者は引き馬をすることは許されるが、調教することは出来ない。また、付添い者は演技中、馬場の外で立っていることが許可される。選手は演技終了後に馬場の外で付き添ってもらうことが可能。危険な場合のみ馬場の内側での付き添いが認められる。それ以外は認められない援助(第 8430.14.1 条参照)として失権となる。馬が排便あるいは排尿を始めた場合は時計を止め、馬が演技を再開できるようになった段階で時計を再スタートさせる。

10. 選手は敬礼の際、頭を下げる(頷く)だけで良い。ヘルメットを脱ぐことは禁止されており、手綱のコンタクトを保った状態でなければならない。

11. 失権

11.1 人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、当該選手は失権となる。

11.2 馬が反抗して選手がコントロールを失い、馬の四肢全てが馬場から完全に出てしまった場合失権となる。しかしながら、選手が馬を馬場の外へ誘導している途中の場合や、馬の四肢全てが馬場から完全に出てしまっていない場合は自動的に失権になることはなく、C 地点の審判員によって判断が下されるが、このような行動は大きな減点となる。選手の意志に反して馬が馬場から出てフェンスに股がって身動きが取れなくなってしまう場合、スチュワード、もしくは適切な係員が、一枚、もしくは必要な分だけのアリーナ・フェンスを外して選手が安全に競技アリーナに再入場出来るように補助する。

11.3 いかなる反抗も、60 秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、審判員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から 60 秒よりも早い時点で失権となる。

11.4 出血:課目演技中に C 地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑われた場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。

FEI スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合(第 8430.12 条)、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該馬と選手を

失権とする。血液が馬体の他の部位に認められた場合には FEI 獣医師を呼び、この馬の競技継続適性の可否の判断を求める。上記に従い馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた 場合には、翌日以降その馬が競技会継続出場に適性があるか、次の競技前に FEI 獣医師が検査する。FEI 獣医師の**勧めによる審判長の**判断は上訴の対象とならない。

12. **演技の開始と終了**。演技は A 地点から入場した時に始まり、課目最後の敬礼の後、馬が前進しはじめた時点で終了となる。ただし、選手/馬匹の出血、馬装検査が完了するまでは競技終了とはみなされない。選手は馬場馬術課目で規定されている通りに、滞りなく馬場から速やかに退場すること。

13. コマンダーとコーラー

13.1 定義:コマンダーは経路を読み上げ、コーラーは補助が必要な視覚障害の選手に対してマーカーの文字を読み上げる。

13.2 コマンダーの補助を希望する選手はその理由を明記した書類を添付しパラドレッサージュのチーフクラシファイアーに許可を申請する。コマンダーの使用許可については FEI クラシフィケーションマスターリストに明記されていなければならない。経路の読み上げは英語、または選手の母国語で行うことが出来る。なお、コマンダーは経路を読み上げることのみが許されており、それ以外の指導もしくは意見を述べること等は出来ない。

13.3 競技中の無線通信使用は認められない。例外は以下の 第 13.3.1 条に記されている。

13.3.1 FEI クラシフィケーションマスターリストにコマンダーやコーラーの使用が認められた全ての選手はヘッドセットの使用を認められる。

13.3.2 上記の選手は機能するヘッドセットと追加のレシーバーを準備する義務がある。追加のレシーバーはスチュワードがコーチ、ヘルパーから選手への伝達をすべて聞くためのものである。それが準備されなかった場合、ヘッドセットの使用は認められない。

13.4 各選手コマンダー1 人のみが認められる。コマンダーは馬場の外の E マーカーまたは B マーカーの指定の位置に立つこと。もしこれが不可能な場合は、C 地点の審判員の指示に従うこと。

13.5 コマンダーは、各運動に対して公式な経路表に沿って勝手な文章を追加せず、1 回又は 2 回のみ読み上げることが出来る。

13.6 全てのコマンダーはスチュワードの監督下におかれ、共通語を話せることが望ましい。

13.7 コマンダーは鞭を所持することは認められない。

13.8 コーラーは、マーカーの文字のみを読み上げる。リードコーラー(コマンダーと兼任でも良い 13.3 参照)は馬場の中心に立ち、馬の経路の邪魔にならないように安全のため以外は動いてはならない。その他全てのコーラーは、馬場の外に位置していなければならない、審判の視界を妨げることのない範

囲でひとつのマーカーから別のマーカーへ移動することが出来る。コーラーの人数は 13 人以内であること、ただし視覚障害の選手は、可能な限り少人数のコーラーを使用することを推奨する。C 地点のマーカーに立つコーラーの代用として、選手が用意するビーコン・ベルが使用されることもある。

14. その他の外部からの援助

14.1 口頭によるコーチの指導、サインを含む、全ての認可されていない外部からの補助や介入は、審判長や C 地点審判員の判断により失権となることがある。一時的な危険な状況を回避するために、選手が演技を中断し外部補助を受けた場合(鎧をなくした場合)、全ての審判員は該当する運動に関してはゼロ点をつけることになるが、選手は演技を続行することが出来る。しかしながら、その危険な状況が長く続くような場合、失権になるか否かは C 地点審判員の判断による。

14.2 必要に応じて、選手のトレーナー、もしくは代理人は、審判の指示を伝達するために競技用アリーナの近くに立つことが許可される。

14.3 グレード I、II、または III に関しては、安全上の理由でアリーナの外側のコーナーにヘルパーを立たせることが許可されている。緊急事態の場合、彼らによって身体的な補助をすることが許される。その行為に対するペナルティは C 地点の審判員によって、その時点で失権にするか、演技が終わってから失権にするか判断される。

14.4 グレード I、II、または III に関しては、環境が整っていれば、コンパニオンホースが馬場の近辺に立つことが許可される。

第 8431 条 時間制限と技術的な不備

1.1. 時間が計測されるのは自由演技課目のみ。

1.2. 時間は、最初の停止の後に動き出した瞬間から最後の停止までを計測する。入場曲は必須ではないが、もし使う場合は選手が馬場に入場する前の 30 秒以内でなければならない。つまり、選手は入場曲が始まってから 30 秒以内に競技用アリーナに入場しなければならない。音楽は最後の停止で終了しなければならない。停止は中央線上にて、C 地点の審判員に向かい合っている状態でなければならない。

1.3. 自由演技の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手はすぐに馬場から退場しなければならない。他の選手の出場時刻にできるだけ影響を与えないように配慮する。当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯が競技の最後に戻って演技を再開するか、あるいは演技を最初からやり直す。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。初めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。

いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。

第 8432 条 採点

1. 全ての運動項目やいくつかの移行については、審判員によって採点され課目の審査用紙に数字が記載される。
2. 採点は0から10まで、それぞれの審判員によって行われ0が一番低く、10が最高得点となる。
3. 採点の基準は以下の通り。

10: 優秀

9: 極めて良好

8: 良好

7: おおむね良好

6: 基本的に要求を満たしている演技

5: まず可とみる

4: 不十分

3: やや不良

2: 不良

1: 極めて不良

0: 不実施

審判員の判断により、運動項目と総合観察点で0.5点から9.5点の間を0.5点刻みで使用できる。自由演技課目では全てに0.5点刻みで付けられ、芸術点には0.1点刻みで採点することができる。

「不実施」とは、要求された運動項目を実質的に何も行わなかったことである

4. 選手が演技を終了した後に、次の観点から総合観察点が与えられる。

- 1) ペース
- 2) アクティビティ(運動の活発さ)
- 3) 従順性
- 4) 選手の姿勢、シート;正確かつ有効な扶助

各総合観察点は0~10点で採点される。

5 総合観察点項目と特定の難度の高い運動項目は、FEI が定める係数を設けることができる。

第 8433 条 審査用紙

1. 審査用紙には 2 つの欄があり、初めの欄は審判員が最初の採点を記入する欄で、2 つ目の欄は訂正点を記入する欄である。いかなる訂正点も修正した審判員によるイニシャルでの署名が必要である。審判員のスコアはインクで記録しなければならない。
2. また審判員の所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載するべきである。少なくとも 5 点以下を与えた場合は所見を与えることが強く推奨される。
3. 上記は全ての競技会で行われ、コピーを審判長へ提出する。
4. 全ての馬場馬術課目は FEI のウェブサイト(www.fei.org)よりダウンロードできる。

第 8434 条 得点の集計と成績

注意:パラドレッサーージュの「クラシフィケーション」という単語は選手をクラス分けするために適用され、採点や成績には適用されない。

1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け合算する。
2. 各審査用紙における合計点を合算し、これを得点率に換算して求めた最終スコアで順位を決定する。違反の減点は総得点から引かれる。すべての得点は少数点第 3 位までのパーセンテージで表示される必要がある。

3. 個人順位は次の要領で決定する:

3.1 すべての競技において優勝者は合計得点率が最も高い選手、第 2 位は次点の選手というように決定する。

3.2 上位第 3 位までで得点率が同一となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点が高点の場合は同順位とする。

3.3 自由演技課目の上位第 3 位までの順位で得点率が同一となった場合は、芸術点の高い選手を上位とする。これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位とする。

4. CPEDI の団体順位は次の要領で決定する:すべての団体競技において優勝チームはチーム内上位 3 選手のチームテストとインディビジュアルテストの合計得点率が最も高いチーム、第 2 位は次点のチームというように決定する。得点率が同じとなった場合は、チーム内上位 3

選手のうちで 最下位の選手の成績が最も高いチームを優勝とする。チャンピオンシップとパラリンピックに関しては 5 章と 6 章を参照。

第 8422.1 条(Re. Reducing a score of 10 penalty percentages per judge if athlete is competing in the in the wrong Grade)も参照のこと。

第 8435 条 計算と成績の発表

1. 各演技終了後、各審判員によって採点された得点が、採点係によって計算機を使用し計算され印刷される(計算コンピュータープログラムの使用も可)。印刷されたものはそれぞれの採点表の原本にホチキス留めされる。各審判員による暫定的な得点率が個別にスコアボードに提示される (「仮発表」と明記すること)。

各演技終了後に各審判員が与えた合計得点率が計算され、総合成績とともに個別に仮発表される。

- 1.1 計算に使用する参照用の最高総得点は各審査用紙に示す。

例: チームテスト 280 点

フリースタイル 技術点として 150 点、芸術点として 150 点

- 1.2 得点率: 得点率計算は次の原則に則ってすべて小数点以下第 3 位へ四捨五入する。例えば 0.0011-0.0014 は切り捨てとし、0.0015-0.0019 は切り上げる。

2. 計算:

2.1 技術点のみで評価される課目では、各審判員の得点率は運動項目ごとの得点を合計して最高総得点で除し(第 435 条 1.1 参照)、100 を掛けて求める。

2.2 技術点と芸術点、あるいは技術点とクオリティ点で評価される課目では、各審判員の得点率は技術点と芸術性の得点率、あるいは技術性とクオリティの得点率を合計し、2 で除して求める。

2.3 最終得点率は各審判員の得点率を合算して審判員の人数で割り、求める。

例: 1) 各ジャッジの得点率: E=69.990% H=70.333 C=70.205% M=71.120% B=69.660%

2) 最終得点率: 70.244%

3. 選手が競技前に出場を取り止める、または課目の演技前または演技中に棄権する、失権となる、あるいは「ノーショウ(現れず)」であった場合は、成績表の選手名の後に「出場辞退(WD)」「棄権(R)」「失権(E)」「ノーショウ(NS)」のいずれかを表記しなければならない。

4. 審判員長、もしくは C 地点の審判員は、それぞれのクラスの公式結果表に署名をする必要があり、その結果表は選手に公表出来る。

5. 競技の最終順位と合計得点率が発表された後に、各審判員が与えた得点率が各審判員の氏名を付して公表され、プレスおよび FEI へ通知される(第 8433.3 条参照のこと)。

第 8436 条 表彰

1. 表彰式は馬から降りた状態で行うことが推奨される。このことは、表彰式開始の遅くとも一時間前までにチーム監督に伝えておかなければならない。
2. 入賞した選手は表彰式に参加しなければならない。これを怠った選手は入賞が取り消される。
3. パスポートは最後の表彰式が終了し、全ての支払いが完了した後に大会組織委員会(OC)によって返却される。
4. 馬リボンは与えられなくてはならない。第 8454 条も参照のこと。
5. 服装や馬装は競技中と同様とするが、黒か白の肢巻の着用は認められる。
6. 選手は外国人技術代表(FTD)と、或いは審判長に試合で騎乗した馬以外の馬で表彰式に出席しても良いか否か許可を求めることが出来る。
7. 馬匹には責任者帯同して横を歩くか、もしくは曳いて歩くことが許される。
8. スポンサーは可能な限り同席すること。
9. 騎乗した状態での表彰式の場合、ヘルメットは脱いではならない。第 8427.3 も参照のこと。
10. 表彰式やホースインスペクションなど馬が集まるような時はいつも、選手、あるいはグルームおよびこれに関わる者は誰もが責任をもって行動しなければならない。注意を怠ったりした場合や、あるいは無責任な行動に対してはイエローカードが出されることもある。甚だしい不注意や無責任な行動により事故が発生した場合は、FEI へ報告して更なる措置を講じる。
11. OC は外国人技術代表(FTD)と、或いは審判長と連携して公式の表彰式に何名の選手が出席するのかということを決定する。
12. 馬リボン等、選手が表彰式で必要でないものは、表彰式後の決められた時間に採点表の提示のもと、チーム監督から渡される。

第三章 競技場審判団、上訴委員会、外国人技術代表(FTD)、クラシファイアー、獣医師代表団、獣医師代表、スチュワード、および馬に対す虐待行為

第 8437 条 競技場審判団

1. 全ての CPEDI3*以上の競技会は、競技場審判員団は 5 名、CPEDI3 レベル又はそれ以下の競技場審判員団は 3 名、もしくは 5 名で行われる。第 8429.6 条も参照のこと。全国レベルの大会で海外からの招待選手が参加する場合(CPEDN)、極力 3 名以上の審判員を配置して行うこと。
2. 結果の決定に際し、5 名(又は 3 名)すべての審判員のスコアがカウントされる。
3. 各審判員には、その審判員と同じ公用語を話せて記述できるセクレタリーを 1 名ずつ付けて補佐しなければならない。
4. C 地点審判員は、希望すればセクレタリーの他にもう 1 名の特別アシスタントを依頼することができる。このアシスタントの任務としては、課目の進み具合を追い、C 地点審判員に「経路違反」、あるいは「運動項目の誤り」を伝えることである。

5.1 世界選手権やパラリンピックにおいて、審判団は様々な国から選ばれなければならない、かつ競技場審判団メンバーは、FEI により FEI リストから選任され承認されたパラドレッサージュ 5* の国際審判員であること。

5.2 世界選手権とパラリンピックを除くすべての FEI チャンピオンシップと地域大会では審判長と審判員は FEI の 5*と 4*審判員リストから FEI が任命する。

6. CPEDI3*の審判長及び審判員は下記の条件を満たすこと:

・FEI の合意のもとに各国の馬術連盟及び組織委員会が選任する

・国際審判員であること(第 8437.10 条参照)

・5 人審判の場合、そのうち 3 人以上が FEI4*又は 5*審判員であること。1~2 名は FEI3*審判員でもよい。4*審判員が 1 名は必要である。西ヨーロッパでは 1 名の 3*審判員も必要である。西ヨーロッパ以外では 1 名の 3*審判員を起用することを推奨されている。

・3人審判の場合、そのうち2人以上が FEI 4*又は 5*審判員であること。1名は FEI 3*審判員でもよい。西ヨーロッパでは、1名の 3*審判員も必要である。西ヨーロッパ以外では 1名の 3*審判員を起用することを推奨されている。

7. CPEDI2*において、審判長は FEI パラドレッサージュ審判員リストの 4*または 5*審判員で、その他の審判員は FEI リストの 3*、4*または 5*審判員。

もし 3*審判員を使わない場合、パラドレッサージュ国内審判員リストから国内審判員を、審判員団が3名の場合 は 1名、審判員団が 5名の場合 は 2名選んでも良い。

8. CPEDI1*において、審判長は FEI パラドレッサージュ審判員リストの 4*または 5*審判員。1~2名は 3*審判員または同国の国内審判員でもよい。

9. 審判長がその国際競技会の開催国とは異なる国籍を有している場合は、外国人審判員として従事できる。

10. 3名のうち2名、または5名のうち3名が外国人審判員である場合、その審判団は国際審判団とみなされる。西ヨーロッパでは全ての外国人審判員は違う国籍である必要がある。西ヨーロッパ以外では 2名の外国人審判員は同じ国籍でも良い。

11. ひとつの審判団につき 3*審判員は 2名まで認められる。審判団が 3名の場合 は 1名のみが認められる。

12. 予備審判員:あらゆるレベルの FEI 選手権大会、および競技会において、7名か 5名の競技場審判団メンバーが任命されている場合には、審判員のうち 1名が出席できない事態に備えて予備審判員を 1名任命しなければならない。FEI ワールドカップ馬場馬術競技会と大陸選手権に関しては予備審判員を競技会場にできる限り配置する。例外は FEI の認可が必要となる。

13. 審判長、もしくは FEI 任命の外国人審判員は、ホースインスペクションに間に合うよう、現地へ到着していなければならない。

14. 競技場審判団の全メンバーは同じ公用語を話せなければならない、可能であればもう一言語を理解できることが望ましい。

15. いかなる競技会においても、審判員は 1 日に約 40 名を超える選手の審査をしてはならない。

16. 審判の 카테고리、および各 카테고리に必要な資格については付則 II 参照のこと。

17. 可能な限り公正な審査結果を確保するため、同じ競技場審判団が団体戦におけるそれぞれの演技課目(全てのグレード)を審査することが望ましい。同じ競技場審判団または異なるメンバーが他の競技課目を審査する。

18. FEI による外国人審判員の任命。外国人審判員は FEI の代表として FEI によって任命される。FEI によって外国人技術代表が任命されている大会では外国人審判員は任命されない。

18.1 国際競技会が行われている国以外の国籍をもつ審判長は、外国人審判員としての役割を果たすことができる。外国人審判員の役割は、FEI 代表として FEI 規程と FEI に承認された要項に則って競技会が進められていることを確認することである。

18.2 FEI 地域チャンピオンシップ、地域大会とすべての CPEDI で、外国人審判員としての審判長と審判員は外国人審判員レポートを提出する必要がある。外国人審判員は要項に記載され、できる限り 5*の審判員であることが求められている。

第 8438 条 外国人技術代表(FTD)

1.1 全てのチャンピオンシップとパラリンピックでは、必ず外国人技術代表が任命されなければならない。なお、チャンピオンシップとパラリンピックでは、FEI が外国人技術代表を任命する。

1.2 FEI は基準を満たしている外国人技術代表のリストを作成、維持する。このリストに記載される外国人技術代表は次のような条件を満たしている:現在または過去に FEI パラドレツサーージュ/IPEC 審判員である、またはパラドレツサーージュ委員会により基準となる事項について豊富な知識を認められ任命された者。

第 8439 条 クラシファイアー

1.クラシフィケーションは IPC クラシフィケーション規程に従って行われる。そのうち少なくとも 1 名は選手とは違う国籍のクラシファイアーでなければならない。全ての CPEDI3*以上の競技会においては、クラシフィケーションを行う際は必ず 2 名の FEI パラドレツサーージュクラシファイアーがその場に同席しなければならない、そのうち 1 名は外国国籍のクラシファイアーであること。クラシファイアーはすべてのクラシフィケーションを終えるまで残ってはいなくてはならない。

2. 視覚障害選手のクラシフィケーションは(プロフィール 36 と 37)、2 名の国際盲目スポーツ協会 (IBSA)のクラシファイアーによって行われること。

3. 全ての国際競技会のクラシファイアーは FEI によって認可されていなければならない。主要な選手権(詳細はパラドレッサージュ規程参照)のクラシファイアーは FEI が直接任命する。FEI は各レベルの競技でクラシフィケーションを行えるクラシファイアーの一覧を作成し、更新維持する。

3.1 チャンピオンシップとパラリンピックにおいて、FEI はレベル 2 のチーフクラシファイアーを任命する。OC はもう 1 名のレベル 1 以上のクラシファイアーを任命する必要がある。

3.2 CPEDI では、OC はレベル 2 のチーフクラシファイアーとレベル 1 以上のクラシファイアーを任命する必要がある。

第 8440 条 上訴委員会

FEI 一般規程に「上訴委員会」の記載がある。

現役の 3*審判、4*審判、5*審判、これらのカテゴリーの パラドレッサージュ審判員を引退した元審判員、またはその他のパラ委員会によって適切と判断された人物によって構成される。

CPEDI1*、2*、3*競技会においては上訴委員会の設置を必要としない。

第 8441 条 馬に対する虐待行為

第 8442 条 獣医師代表団と獣医師代表(FEI 獣医規程も参照)

1. 全てのチャンピオンシップとパラリンピックにおいては獣医師代表団を設置しなければならず、この構成、および獣医師代表団長とメンバーの選任は FEI 獣医規程に従う。
2. CPEDI では、FEI 獣医規程に従い、組織委員会が FEI 獣医師代表に任命した獣医師 1 名の臨場が求められる。その獣医師代表は歩様検査を含むすべてのホースインスペクションを行う。治療獣医師:獣医師代表に加え、治療を担当する獣医師が任命される。この人物は獣医師代表以外の人物でなくてはならない。

第 8443 条 スチュワード

スチュワードは FEI 一般規程に基づき、全ての FEI パラドレッサージュ競技会も FEI 一般規定に該当する。チーフスチュワードは全てのスチュワードについて責任をもち、トレーニングに必要な時間も管理する。チーフスチュワードは PE 外国人技術代表がいる場合は報告をすること。

- 1.1 チーフスチュワードは競技会中にスチュワードの編成の責任がある。

1.2 チーフスチュワードは競技会のレベルに適した厩舎のセキュリティと十分な人数のスチュワードを確保しなければならない。

1.3 チーフスチュワード、OC、審判員、外国人技術代表は競技会の中で行われる開会式、閉会式などの必要な行事がすべて円滑に行われるように取り計らう必要がある。

1.4 チャンピオンシップとパラリンピックにおいては、FEI がレベル 3 のチーフスチュワードを任命する。加えて OC は **少なくとも 3 名** のレベル 1 以上のスチュワードを任命しなくてはならない。

1.5 CPEDI においては、OC はレベル 2(チーフスチュワード)を 1 名とレベル 1 を **少なくとも 2 名** 任命しなくてはならない。

1.6 スチュワード OC は競技の前にチーフスチュワードと協議の上、競技会のサイズや出場者の人数、競技会の種類などを鑑み、十分な人数のスチュワードを任命しなくてはならない。国際競技会の全てのスチュワードが最低でもレベル 1 であることが望ましいが、そうでない場合、チーフスチュワードに特定の責任を正式に指導されなくてはならない。

第四章 獣医インスペクション・検査、薬物規制、及び馬のパスポート

第 8444 条 ホースインスペクションと獣医検査 ホースインスペクションと獣医検査は FEI 獣医規程に従って行わなければならない。

第 8445 条 馬の薬物規制

馬の薬物規制は FEI 一般規程と FEI 獣医規程に従って行わなければならない。

第 8446 条 馬のパスポート

1. FEI 一般規程と獣医規定を参照のこと。

第五章 パラドレツサーージュ世界選手権・大陸選手権(個人、団体)

第 8447 条 組織

1. FEI 一般規程に定められた優先順位に従い、4 年に一度、世界選手権(WEG)を開催する。
2. 4 年に二度、少なくともパラリンピック間の一度、奇数もしくは偶数の年に大陸選手権大会を開催する。全ての地域が開催国として立候補することが望ましい。
3. これらの選手権大会は FEI 一般規程と パラドレッサージュ競技会規程に従って実施されること。
4. 各選手権大会は個人戦、自由演技を 5 つのグレードで行い、また団体戦も含むこと。各グレードで使用される馬場馬術課目は パラドレッサージュ技術委員会によって告知される。団体選手権以外のチーム対抗戦は認められず、各選手のエントリーも一人一頭までとなる。
5. これらの選手権は、公式/非公式を問わず、その他のいかなるパラドレッサージュ国際競技会に優先してスケジュールや賞金額を決めることが出来る。

第 8448 条 外国人技術代表

全てのチャンピオンシップにおいて外国人技術代表が任命されなければならない。全ての主要な選手権大会(パラドレッサージュ規定参照)では FEI が外国人技術代表を任命する。競技会では外国人技術代表 が主導権をにぎる。パラドレッサージュ規程第 8438 条も参照のこと。

第 8449 条 上訴委員会

パラドレッサージュ規程第 8440 条参照。

第 8450 条 参加

1. FEI の承認後、開催国の馬術連盟又は組織委員会が世界パラドレッサージュ選手権や大陸パラドレッサージュ選手権の日程、条件、または招待状を各参加予定国に送付する。
2. 団体:団体は 4 人馬または 3 人馬により構成される。団体メンバーのうち 1 名はグレード I、II、または III でなければならない。団体のメンバーのうち同じグレードは 2 名以下でなければならない。団体の 4 人馬のうち上位 3 名のスコアが団体成績となる。
3. 団体として参加しない各国の馬術 連盟は 2 人馬を参加させることが出来る。主要な選手権大会 (パラドレッサージュ規程参照)において、各選手は一頭の馬のみで参加することとする。

第 8451 条 出場資格

シニア世界馬場馬術選手権大会とシニア大陸馬場馬術選手権大会については、FEI 発表の出場資格基準を満たしたすべての選手に参加資格がある。

第 8452 条 経費と特典

1. 各国馬術連盟は下記以外の費用を自己負担する。
2. 組織委員会は 2 頭につき 1 人のグルームの滞在費を負担する場合がある。グルームは公式チームの所属でなくてはならない。その他のグルームは各国馬術連盟の負担とする。
3. 組織委員会は審判、クランファイアー、上訴委員、技術代表、チーフスチュワードを含む FEI 国際パラエクエストリアン委員の交通費、及び滞在費を負担すること。

第 8453 条 競技課目

- 1.各グレードでそれぞれ定められた競技課目を使用する。
- 2.行われる課目の順番は:
 - 2.1.インディビジュアルテスト-5 つのグレードすべて。すべての選手が参加できる。それぞれのグレードに個人メダルが授与される。
 - 2.2 チームテスト(音楽付き)-5 つのグレードすべて。団体メンバーのみ参加できる。団体の成績により団体にメダルが授与される。
 - 2.3 自由演技課目-5 つのグレードすべて。それぞれのグレードでインディビジュアルテストの上位 8 名のみが参加できる。自由演技課目メダルが授与される。

第 8454 条 賞と賞金

- 1.1 FEI 一般規程に「賞と賞金」が記載されている。FEI 選手権競技に関わる賞金の配分については競技の開催条件に定め、当該選手権大会の招待状と実施要項と併せて送付されなければならない。(FEI 馬場術規程 8450.1 条参照)
- 1.2 馬リボンは与えられなくてはならない。馬リボン等、選手が表彰式で必要でないものは、表彰式、もしくは表彰式後の決められた時間に各国馬術連盟のチーム監督から渡される。パレードレッサージュ競技会において、賞金は必須ではないが設けることが望ましい。賞金の代わりに賞品提供という形でもよい。パスポートは最後の表彰式が終了し、全ての支払いが完了した後に大会組織委員会(OC)によって返却される。

第 8455 条 その他

現行全ての規程で網羅されていない状況については、競技場審判団が外国人技術代表と相談の上、FEI 一般規程と パラドレッサージュ規程に基づき、公正でベストな結果を得るために最善と考える決定をくだす。

第六章 パラリンピック(別の資料を参照のこと)

パラリンピック大会特別規程:

第 8456 条 競技参加

1. すべての参加資格などに関連する事項は国際パラリンピック委員会(IPC)の定めるところによる。
2. パラリンピック競技規程には以下の項目が含まれる:

2.1 団体(チーム):パラリンピック出場資格に従って出場資格を得た国は、最低 3 選手、最大 4 選手のチームを出場させることができる。チームチャンピオンシップでは 4 選手うち 3 選手が参加できる。チームの宣言は個人チャンピオンシップの後に行われる。各チームはグレード I、II、もしくは III の選手を最低 1 名参加させなければならない。また、各チーム内で同じグレードの選手は 2 名までとする。メンバー 3 選手のスコアが団体の成績となる(ドロップスコアはなし)。

2.2 チームにかわる個人:チームとしての参加資格を得られなかった馬術連盟(NF)は、最大で 2 人馬を個人戦に参加させることができる。出場資格能力認定手順に基づいて個人選手を参加申し込みする資格を得た NF は、各選手につき馬一頭で参加申し込みすることが出来る。IPC パラリンピック出場資格を参照のこと(認可されたものがホームページに掲載)。

2.3 パラリンピックでは同じ選手が別の馬で重複エントリーすることは認められない。また、最初の馬場馬術課目を開始した後の馬の変更は出来ない。

2.4 出場可能な馬とは、競技会場で全ての必要な獣医審査を通過した馬のことをいう。第 8422 条『馬の共有』も参照のこと。

第 8457 条 競技課目

1. 各グレードでそれぞれの定められた競技課目を使用する。
2. 競技課目の順番は下記の通り:

2.1. インディビジュアルテスト—すべてのグレードで実施(全ての選手が参加できる)。それぞれのグレードで個人表彰を行う。

2.2. チームテスト—すべてのグレードで実施(各国チーム監督により選任された最大 3 名の選手のみ参加可能)。チーム成績によりチーム表彰のみを行う。

2.3. フリースタイルテスト(自由演技課目)—すべてのグレードで実施(インディビジュアルテストの上位 8 選手のみが参加できる)。各グレードに自由演技課目のメダルが授与される。

3. 各競技のタイムテーブル等の進行計画は、競技の少なくとも約 2 カ月前に外国人技術代表が IPC 及び競技委員長とともに決定する。グレードの順番は、一日 40 人馬の競技数を超えないよう考慮し決定される。可能な限り、グレード I と II の間に他のグレードを挟む。
4. パラリンピックは、他のパラドレッサージュ競技会と同じルールの下に実施されるが、審判団は総勢 7 名(実際の採点は 5 名で行う)、外国人技術代表、アシスタント技術代表、チーフスチュワード、アシスタントチーフスチュワード、上訴委員 3 名による上訴委員会で構成される。

第 8458 条 スターティングオーダー

パラリンピックのスターティングオーダーの抽選は他のチャンピオンシップの抽選と同様に行う。

第 8459 条 馬のスクーリング

1. パラリンピックに参加するグレード IV とグレード V の馬が、競技場に到着後、実際競技会に出場する選手以外の者によって下乗り/調教された場合は失格となる。これは例えば、グルームが騎乗し安全な長手綱で常歩をすること、調馬索にかけること、地上からの調教師やコーチ等による助言などは許されるということを意味する。
2. 馬の共用:馬を共用する場合、グレード I、II、III の団体と個人競技に参加する選手に対して、馬をコーチ又はその代理が騎乗する場合、レッグイールディング、肩を内へ運動は許されるが、他の 2 蹄跡運動や高度な運動は認められない。

第 8460 条 審判団

審判団は合計 7 名。5 名ずつのグループで競技の審査にあたる。このメンバーは審判長によって決定される。パラドレッサージュ規程第 8437 条参照のこと。

第 8461 条 パラリンピック・メダル

1. IPC 規定により、各グレードのインディビジュアルチャンピオンシップ、チームチャンピオンシップ、フリースタイルチャンピオンシップにメダルが用意される。
2. **同点: インディビジュアルテスト:**同点となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点が高同点の場合は、C 地点審判員の総合観察点で決定する。**チームテスト:**得点率が同じとなった場合の優勝チームは、チーム内最下位グレードの選手のチームテストの成績を比較し、これが最も高かった選手のチームとする。それでも同率の場合は、このルールを

チーム内二番目に低いグレードの選手の成績に適用し、決定する。フリースタイルテスト(自由演技課題):同点となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。芸術点が同点の場合は、「調和」の項目で決定する。それでもなお同点の場合は芸術性評価の「振り付け」の項目で決定する。

付則

付則 I クラシフィケーション

付則 II 国際パラドレッサージュ審判員

1. 審判員は3つのカテゴリーに分類される。すなわち、PE3*審判員(以前の国際パラドレッサージュ審判員補)、4*審判員(以前のPE 国際審判員)、ならびに5*審判員(以前の公認国際パラドレッサージュ審判員)である (FEI 一般規程:審判員の項目を参照のこと)。すべてのカテゴリーの年齢制限は70歳である。
2. 各地域の3*審判員、4*審判員、5*審判員の人数は、当該地域における国際競技会の開催数によって定められる。また、国内審判員でパラエクエストリアン審判員講座に参加した上でパラドレッサージュ審判員として認定され、十分に高い基準で審査を行っている人材の有無にもよる。
3. 審判員の選任に関する規定は前述の第8437条に示されている。
4. パラドレッサージュ審判員養成に関しては、www.fei.orgに掲載されている『FEI パラドレッサージュエデュケーションシステム』参照のこと。
5. 3*審判員、4*審判員、5*審判員は、国際馬場馬術競技会において審判員長または他の審判員のセクレタリーまたはアシスタントを務めることは出来ない。しかし3*審判員は、より高レベルの審判員の審判中に当該審判員の許可を得てシットインすることができる。
6. 国際競技会の審判員には、その職務に対し大会組織委員会(OC)より以下の経費が支払われる; 交通費の払い戻し、宿泊費、食事代。更にCPEDI3*以上の審判員に対しては、雑費を賄うための日当として100ユーロ。これは必要な税金等はOCが支払った後の正価(外税)である。
7. 審判員は、その任務が利害の抵触となり得る場合、当該競技会の審判を務めてはならない (FEI 一般規程を参照)。

7.1 FEI パラドレッサージュ審判員は、同一暦年内に同一大陸内で実施されるシニア競技会の審判員を務め、かつ国際競技会に出場することは認められない。審判員は毎年1月1日までに当該年において審判員を務めるか、または競技に出場するか、所属NFを通じFEIに申告しなければならない。

8. FEI は各 NF に対し、3*と 4*に求められる条件を満たし職務を遂行可能な資格を保持する者の 氏名を送付することを NF に依頼する。送付については、選手及び(または)コーチとしての実績 を含む完全な経歴書を添えること。NF は、全条件を満たす者の氏名のみを FEI に送付すること

(FEI 一般規程:審判員の項参照)。

9. “5*”審判員のガイドラインについては、付則を参照のこと。
10. 3 年間以上不活動の状態が継続する FEIPE 審判員については、パラドレッサーージュ技術委員会より FEI パラドレッサーージュ審判員名簿より除外されることがある。NF は、当該審判員に告知した後、FEI に対し、3 年間以上国際競技会で審判員を務めていない、もしくは FEI パラドレッサーージュ審判講習会に参加していない審判員の氏名を FEI パラドレッサーージュ馬場馬術審判員名簿から除外するよう要請することができる。
11. すべての パラドレッサーージュ審判員は、3 年毎に少なくとも一度は FEI パラドレッサーージュ審判員コースを受講しなければならない。さもなければ、その審判員は パラドレッサーージュ技術委員会により FEI 名簿からの除外の対象となる。

付則 III 全頭貸与馬によるパラドレッサーージュ競技に関するガイドライン

FEI の承認の下で、国際イベントまたは国際競技会を、ホスト NF により借り上げられた馬匹を用いて開催することができる(パラドレッサーージュ規程第 8420 条参照)。その際、以下の条件が適用される。

1. スケジュールについては、馬の貸与並びに競技の運営に係る追加条件を含めた上で設定する必要がある。馬体検査並びに抽選が行われる以前に、チーム監督、選手、馬主、役員が貸与馬及び競技運営に関する特別な条件について説明を受けるための技術会議の開催が必須である。
 - 1.1 大会組織委員会(OC)は、各グレードの各選手に対し、気性が穏やかで要求される水準までトレーニングを受けた適切な馬 2 頭を選択できるよう、必要十分な頭数の馬を手配すること。
2. すべての馬匹は、出場予定の競技課目、もしくはそれ以上のレベルの水準での競技能力を有する調教がなされており、良好な性質でなければならない。
 1. 2.1 選手に対し、選択可能な 2 頭の馬をあてがうに足る頭数が確保できない場合、上記の要件を満たす馬を各グレード選手数に加え、予備分として最低 33%以上の頭数を確保する必要がある。

2. 2.2 馬の抽選については、実施可能な限り早期に実施し、遅くとも第一競技開始 24 時間前まで に行うこと。

3. ホースインスペクションはチーム監督またはチーム代表者、並びに選手、審判長、獣医師代表団長または獣医師代表の出席の下で行われなければならない。馬は適切な個体識別措置がなされていること。

3.1 馬主は、自身の馬に使用するために第 8428 条に規定の頭絡を持参すること。外国人技術 代表ならびに審判長は、各馬の頭絡及びハミを確認する。これらの頭絡やハミは、大会全期 間を通じて馬主またはその代理人の同意がある場合を除き、変更することはできない。馬主 は、選手が持参したものが合わない場合のために、鞍も持参すること(行動規範参照)。すべ ての予備馬は馬体検査を受けなければならない。馬の変更/予備馬の使用については、FEI 獣医師代表、外国人審判員、並びに(または)外国人技術代表の承認のある場合にのみ許可さ れる。チームに貸与された馬はチーム内で交換可能である。第 8422 条 9 項(馬の共用) も参照すること。

4. 第一競技開始当日または前夜に、第 8425 条に則りスターティングオーダーを決める抽選を 実施する。
5. 大会組織委員会(OC)は、馬が抽選後、獣医師代表/獣医師代表団により競技出場に不適切 である、または健康状態が良くないと判断される場合に備え、競技可能な適切な予備馬を提 供しなければ ならない。抽選実施時に予備馬の名前が示される。

5.1 上記の場合、予備馬の抽選会を実施しなければならない。これらの馬は抽選会までに馬 体検 査を通過していなければならない。抽選会に参加する選手数、馬数に関わらず、抽選に 係る馬の数は選手数を上回っているよう努めなければならない。

6. 競技会全体で各選手が 2 頭もしくは 3 頭の馬を抽選する場合、可能であれば競技開始前 日、馬と の練習時間として最低 1 時間確保すること。全選手は自身の各種目の競技開始時 間前に 30 分間、馬のウォームアップ及び調教を行うことができる(第 5 項に基づき実施され る競技を除く)。このウォームアップ・調教については技術代表及び(もしくは)FEI スチュワード による監視が必要である。
7. 国内馬のみ、NF が受理した書類により個体識別が可能な場合、FEI パスポートは要求され ない。

付則 IV 種目カテゴリ

CPEDI1*			
---------	--	--	--

		CPEDI2*	CPEDI3*	チャンピオンシップ とパラリンピック
最少招待国数	4	4	6	
競技	団体戦実施可	団体戦実施可	団体戦実施必須	団体戦実施必須
選手の年齢	14 歳以上	14 歳以上	14 歳以上	主要な選手権は 16 歳以上
選手	海外に住む選手は開催国の NF の許可のもと、開催国から出場することができる。	海外に住む選手は開催国の NF の許可のもと、開催国から出場することができる。	選手はパスポート発給国の管轄下でのみ出場出来る。	選手はパスポート発給国の管轄下でのみ出場出来る。
馬匹	馬年齢:6 歳以上	馬年齢:6 歳以上	馬年齢:6 歳以上	馬年齢:6 歳以上
馬パス	自国開催の大会に参加する場合はパスポート不要。ただし、	自国開催の大会に参加する場合はパスポート不要。ただし、	FEI パスポート (FEI 一般規程 137 条と獣医規定を参照)	FEI パスポート (FEI 一般規程

ポ ト	該当国の馬術連盟への登録、馬体の印の記録、最新の予防接種記録は必要となる。	該当国の馬術連盟への登録、馬体の印の記録、最新の予防接種記録は必要となる。		137 条と獣医規定を参照)
競 技 会 審 判 団	3*、4*、もしくは5*レベルの3人、もしくは5人の審判。3人審判制の場合は1人、5人審判制の場合は2人が外国人審判であること。2名の国内審判員が認められる。NF及びOCにより選任され、FEIにより認証。	3*、4*、もしくは5*レベルの3人、もしくは5人の審判。3人審判制の場合は1人、5人審判制の場合は2人が外国人審判であること。3人審判制の場合は1人、5人審判制の場合は2名の国内審判員が認められる。NF及びOCにより選任され、FEIにより認証。	5人審判で行う場合、そのうち3人以上が4*もしくは5*レベルであること。1、2名は3*レベル審判員でもよい。必ず1名は4*審判員であること。西ヨーロッパでは1名の3*審判員が必要だが、その他の国では任意。3人以上は外国人審判員であること。西ヨーロッパでは全て違う国籍であること。それ以外の国では2名の審判員は同じ国籍でもよい。3人審判で行う場合、2人以上が4*もしくは5*レベルであること。1名は3*	5人審判全員が5*レベルであること。5人のうち3人が外国人審判員であること。FEIにより選任される。

58

		レベル審判員でもよい。西ヨーロッパでは、必ず1名の3*審判員が必要だが、その他の国では任意である。2名以上は外国人審判員であること。西ヨーロッパでは違う国籍の審判員であること。西ヨーロッパ以外ではその2名は同じ国籍でもよい。NF及びOCにより選任。FEIにより認証。	
外 国 人			FEIにより選任。

技術代表			
上訴委員会	必要なし	必要なし	3名 NF及びOCにより選任されFEIにより認証。選手権とパラリンピックに関してはFEIにより選任。
NF及びOCにより選任されFEIにより認証。	NF及びOCにより選任されFEIにより認証。	NF及びOCにより選任されFEIにより認証。	NF及びOCにより選任されFEIにより認証。選手権とパラリンピックに関してはFEIにより選任。
クラス184 シ39 フ条を アイ参 ア照			

競技会審判団の任命権者 ▪ FEI=FEI

▪ NF=主催国馬術連盟 ▪ OC=大会組織委員会

付則 V FEI5*レベル審判員(公認国際審判員) 5*レベル審判員は、パラエクエストリアン委員会の推薦による。

詳細は『パラドレッサーージュ審判員養成制度』を参照のこと。

付則 VI 厩舎セキュリティ

CPEDI 競技会、FEI 選手権、並びにその他大会が対象となる。FEI 獣医規則第 1088.III 条参照。

付則 VII パラドレッサーージュ審判員のための規範

FEI は全ての国際馬術競技に関わる人々が FEI 行動規範(一般規定を参照)と FEI パラドレッサーージュ審判員のためのコーデックスの遵守を求めている。

1. FEI パラドレッサーージュ審判員はパラドレッサーージュと馬の専門家であり、馬場馬術の原則と FEI 規程を熟知し、個人の能力により、すべての FEI 国際パラドレッサーージュ大会の審判員を務める資格を有する。彼らは常に FEI を代表することになる。

2. 審判員は利害の抵触と見なされることを避ける必要がある。審判員は選手、馬主、トレーナー、主催者、その他のオフィシャルに対して、中立的、独立的、かつ公平な立場を保ち、チームをまとめなくてはならない。金銭的、個人的な好み審査に影響したり、影響していると見なされることは、決してあってはならない。審判員は大会期間中に、審判を務めるために健康である責任がある。

3. CPEDI で審判を務める際、「利害の抵触」に繋がる可能性のある行動。しかし以下に限定されるものではない:

- ・大会前の 12 か月間、パラリンピック、世界選手権大会、コンチネンタルチャンピオンシップスでは開催前の 9 か月間、その他の FEI 大会では開催前の 3 か月間で 3 日間以上の馬/選手のトレーニングを行うこと。
- ・民族主義的な審判。

上記にあるようなことや「利害の抵触」に繋がる可能性や状況がある場合は、審判員は FEI に伝える責任がある。

4. 審判員は審査する課目のために準備をし、主催者と同僚と協力しなくてはならない。
5. 審判員は、常に FEI を代表していることを踏まえて、適した服装を着用すること。携帯電話を含む

電子通信機の使用は、審査中の審判員席で使用することは固く禁じられている。アルコールは一日の審判が終わるまで摂取してはならない。前回の結果を審判の際に持ち込んではいけない。

5.1 職務にあたる人(資格を得るために必要な人も含む)のみがジャッジボックスに入ることが認められる。それ以外の人は前もって審判員長に許可を得る必要があり、そのことはフォーリンジャッジレポートに記されなくてはならない。

5. FEI と FEI パラドレッサージュ委員会は規範や FEI 規程、一般規程を守らない審判員に対して、懲戒処分を行う権利がある。

そのような懲戒処分には以下が含まれる(一般規定—FEI オフィシャルの行動規範を参照):

- ・警告書
- ・一時停職
- ・降格
- ・FEI パラドレッサージュ審判員リストからの削除

6. 審判員は選手や他の FEI オフィシャルに関する極秘の情報を守る。

7. 審判員長と審判員は、総合点に 5%以上の違いがあった場合、ミーティングをして点数を査定しなくてはならない。ミーティングは競技後 24 時間以内に行い、該当する人馬のビデオを見て行う。ビデオの使用はチャンピオンシップやパラリンピックなどでは必須であり、CPEDI3 * 以下の競技会では推奨されている。

付則 VIII 名誉バッジ

1. 名誉バッジ(FEI 一般規程第 132 条に特典を記載)は次の基準(TBC)で選手に授与される。

ゴールドバッジ:パラリンピック、世界選手権または大陸選手権で個人金メダルを 5 個獲得した選手

シルバーバッジ:パラリンピック、世界選手権または大陸選手権で個人金メダルを 3 個獲得した選手

ブロンズバッジ:パラリンピック、世界選手権または大陸選手権で個人メダルを 3 個獲得した選手

名誉バッジの申請にはそれを裏付けるものが必要で、NF から FEI 本部に送られる。

付則 X 謝金

審判員、TD、クラシファイアーおよびチーフスチュワードに対する日当

1. 雑費を賄うための報酬として、一日当たり 100 ユーロ。必要な税金などは OC が支払った後の金額(外税)。職務にあたる日数分を支払う。
2. 審判員:詳細は付則 7 を参照
3. 獣医師団長:VR を参照

付則 XI 道具・馬具リファレンス

この付則は 8428 条のためのリファレンスとしてのみ機能し、この付則より優先度の高い規程に沿って使用されなくてはならない。下記の図は一例であり、馬に対して同様の効果をもたらす、類似した道具も規程に準じていれば使用が認められる。